

Y994
J6529

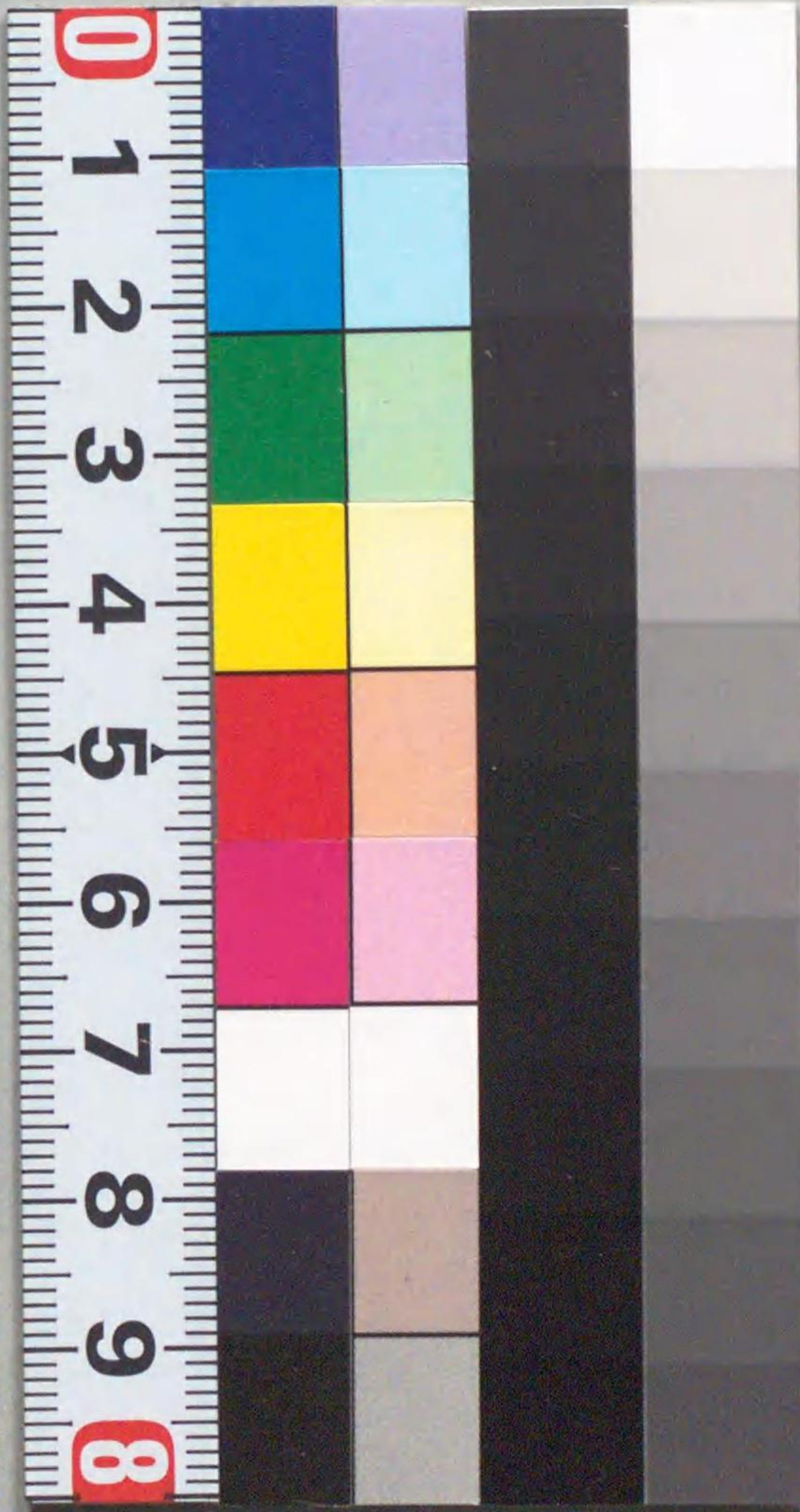
岩波文庫

410

古語拾遺

加藤玄智校訂

岩波書店



岩波文庫

410

古語拾遺

加藤玄智校訂



岩波書店

本書を謹で財団法人明治聖徳記念學會理事藤崎三郎助君の靈に獻ず

昭和三年六月十六日故人の三年忌辰に遇ひて

加藤玄智識す



I 種
W



1200800664073

岩波
文庫 古語拾遺目次

- 一 古語拾遺概説……………二
- 二 平敍古語拾遺……………三六
- 三 前田家所藏亮順本古語拾遺本文……………五三
- 四 前田家所藏亮順、無貳、瀨允三本文字異同攷……………六
- 五 古語拾遺異本及註釋書目錄……………八四

小引

余の監督の下に在る財團法人明治聖徳記念學會の研究所は、先年英文で、古語拾遺の研究を世に公にしてから後も、斷えず、同書の研究を繼續してをるのであるが、本年は昭和の新帝御即位の大典を擧げさせられるのを、祝し奉る爲め、池邊眞榛大人の名著古語拾遺新註を校訂して、燈火相親む可き新秋に出版したので、本年度は此方面の仕事に忙殺されて、それ以上に、力を効すことが出来ないのを遺憾としてをつた。然るに余は偶岩波文庫が、古語拾遺を今日の口語體で、平易に書き直したものを、その文庫中に收めたいとの相談に與かつたので、明治聖徳記念學會としても、さう云ふ擧には、至極贊成であるし、幸ひ嘗て同學會の研究所で、前田侯爵家に祕藏される三種の古語拾遺卷子本を、比較研究して嚴訂を了して置いた草稿が、同學會の筐底に、深く藏せられてをる關係上、之を底本として、その原本は勿論、之を新に現代の口語體に書き直した古語拾遺を、共に同一卷として、岩波文庫に收め、一は通俗的に古語拾遺の普及を謀り、他

は斯る稀觀書の、參訂對校を嚴修したものを世に公にして、學界に涓滴の微力を添へることは、

明治聖徳記念學會研究所の事業から云つても、誠にふさはしいことと考へられたので、同學會並に前田侯爵家及び岩波店主協贊の下に、本書を編纂し、爰に之を世に公にすることとした。本書は斯る事情の下に出来上つたのであるから、通俗と學究との兩目的を以て誕生したのである。仍て通俗的に本書を一讀しようとする讀者は、余が起草した古語拾遺概説と平敍古語拾遺との兩部を一讀されば、それで十分であるし、學に志ある大方の諸君子は、平敍古語拾遺は、さのみ必要で無からうと思ふから、之を除外して、其他の部分を利用せられたならば、攻學上多少とも參考に資せらるゝ節も無いでは無からうと信ずる。卷末の古語拾遺異本及び註釋書目錄は、先年英文古語拾遺の書史中に漏れたもので、その後今日迄探索して明かになつた書物を、一々記入して置いた。平敍古語拾遺は、前田家本を本文庫に採用した關係上、成る可く、前田家本に據るには依つたものゝ、其儘では、意味不通の個所や、明かに誤字と認めらるゝものなどは、流布本の正確と思はれるものに就いて訂正し、出来る丈、通俗に碎いて、敷演省略、以て平易な現代口語體の書流し文として置いた、是れは一に學究者の爲めでは無く、一般の讀者の便利を計らんとした微志に出づるからである。

尙終に臨んで、本書の出版に直接間接、指示と援助とを與へられた文學士星野日子四郎君、福

原武君、溝口駒造君、佐々木忍成君等の諸彦に、深く感謝の誠意を表す。

昭和三年九月十六日

財團法人明治聖徳記念學會研究所長室に於て

文學博士 加藤玄智識す

一 古語拾遺概説

第一 本書撰上の目的と動機

概

説

我が日本の古傳説に據れば、遠い遠い神代の昔、天孫のまだ此土に降臨あらせられなかつた時分から、天上高天原で世襲的に朝廷の神事を掌る家柄のものに、中臣、齋(忌)部及び猿女の三氏があつた。その中、中臣氏と齋部氏とは、全く對等の權利で、世々朝廷の祭祀神事を掌つてを つた。ところで、齋部氏は古事記の卷頭に出てをる造化の三神、天御中主神、高皇產靈神及び神皇產靈神の中、高皇產靈神から系統を引いてをる太玉命及び天富命を以て其祖神としてをるし、中臣氏は神皇產靈神の子孫である天兒屋命及び天種子命を以て其祖神としてをるのである。そこで彼の素盞鳴尊が亂暴を働かれて、天照大神を苦め奉つた時、天照大神は急いで、天岩屋に閉ぢ籠られた。すると、日神の御隠れと共に、天地四方が闇黒になつたので、天上の神々は、大弱はりに弱はられて、日象の鏡を作るやら、天香山の眞神を掘つて來て、之れに玉や鏡や青と

白との幣帛を附けて供へるやら、又猿女君の遠祖である天鈿女命アマノメノメに、俳優の妙技を演ぜしむるやら、色々の祕術を盡して、天照大神に向つて、天岩屋の中から、御出ましを祈願したと云ふことである。其の時、前記中臣氏の祖神である天兒屋命と齋部氏の祖神である太玉命とが、相共に御祈禱をされて、天照大神の此世界に再度の出御を御祈願申したと云ふことである。之れを日本書紀(卷一)は

古語拾遺 中臣連祖天兒屋命、忌部遠祖太玉命、堀アノノカクヤマノイ天香山之五百箇眞坂樹ホツノマサカキ、而上枝懸ニハケヤ八坂瓊サカニ之五百箇イホホツツ御統ミタツ、中枝懸ニハケ八咫鏡ヤクノカガミヲ、下枝懸ニハケ青和幣ニギキテ白和幣ニギキテ、相與致アヒトモニス其祈禱ミタツ焉

と、から書いてをる。此記事に據れば、中臣氏も齋(忌)部氏も、その祖神たる天兒屋命や太玉命の當時に在つては、各對當の權利で、朝廷の祭祀の事に當つて居たとのことであるから「相與に其祈禱を致す」と書いてをるのである。此時に方つて、中臣齋部兩氏共五分々々の權利であつて、その位置に彼此甲乙は無かつたのである。又古事記の記事に據つても、天孫降臨の際に於ては、天孫に扈從して、此土に降つて來た所謂五伴緒いっそものをの五神中に、天兒屋命太玉命は同等の位置を以て、御伴して來てをるのである。その間此二氏に何等上下差等は無いのである、又神武天皇御東征の際に於ても、此二氏が祭祀を掌つた様子には、少しも上下の差別がないことを述べて、古語拾遺

は

是以中臣齋部二氏、俱掌トモニル祠祀之職ヲ

と道破してをる。から云ふ風で、昔は中臣齋部兩氏は全く對等で、少しも甲乙は無いのであつたが、其後中臣氏とその祖先を同じくした藤原氏が、鎌足以來政治上の實權を握る様になり、外戚の權勢日益しに盛んになつて來てからは、その同族である中臣氏の權勢も自然加はつて來て、其勢力、遂には齋部氏を壓倒する様になつた。既に天武天皇の頃にも、中臣は朝臣あそんの位に居るのに、齋部はそれより一段下がつた宿彌すくねの劣位に止つてをった。又光仁天皇の寶龜年中に於ては、中臣氏の姦計から、濫に

中臣率ハヒテ齋部ニ候ヲ御門一

と奏上する様になり、中臣の配下に齋部が在る様にされて仕舞つた。斯くして神社でも中臣氏に關係したものは、その特權を得る様になつて來た。是れ實に齋部氏の堪へ能はざる所で、平素から快々として樂まなかつた際、端なくも平城天皇から齋部廣成に命じて、その家に傳はつた舊説に關して御下問が有つたので、廣成は千歳一遇の好機、逸すべからずとなして、其意見封事を奉つた。これがその家の古傳説に基づいた拾遺十一ヶ條である、此點を廣成は慷慨して、

愚臣不_レ言_ハ、恐_ク絶_{ヘテ}無_レ傳_フ、幸蒙_ニ召問_ヲ、欲_ス據_ニ蓄憤_ヲ、故錄_ニ舊說_ヲ、敢_テ以上聞_スと奏上してをる所以である。而て其間多少の異説もあるが、是れは實に、平城天皇の治世、大同二年の事であつて、西暦八〇七年であつたと一般に傳へられてをるが私もしか斷定する。

第二 本書成立の時代と環境

古 平城天皇の御世に先だつた桓武天皇の御治世は、當時の外國文化の影響が頗る大であつた時代である。先づ第一に桓武天皇の御生母高野皇太后は、河伯の女が太陽の精に感じて生んだと云ふ百濟の遠祖都慕王の血統で居られるから、自然韓文化の感化が宮廷に及んでをつたことが想ひ起される、續日本紀(四〇)が

百濟遠祖都慕王者、河伯之女、感_レ日精_ニ而所_レ生_ル、皇太后即其後也(國史大系、二の七五七)とあるのは則ち是れである。又留學僧としては、有名な傳教弘法が出て、入唐して學問し、歸朝後各一方の重鎮として、大に支那文明を日本に布及した當時である。實に外國文化の滔々として我が日本を風靡してをる有様が想像されるのである。斯る影響の下に、桓武天皇は遂に詔を發して、延暦四年と同六年に、支那の風を學んで、天神を交野_{かたの}に郊祀されてをる。

延暦四年十一月壬寅、祀_ル天神於交野柏原_{カクノノカシハラニ}(續日本紀、三八。國史大系、二の七二〇)

延暦六年十一月甲寅、祀_ル天神於交野_ニ其祭文曰_ク

……敢昭告_ニ于昊天上帝_ニ……幸賴_ニ穹蒼降_レ祉_ヲ……四海晏然……(國史大系、七三五)

の記事に徴して考ふるに、ここに云ふ昊天上帝とか穹蒼とか云ふ言葉は、全く支那人の謂ふ天そのものの信仰であつて、日本古來の高天原に在す天津神とは大に趣を異にしてをる有様が見える、之れは後に文徳天皇の齊衡三年十一月二十五日に、

河内國交野乃原爾、昊天祭_{マツリヲセントシテ}爲止志天……(文徳實錄、八。國史大系、三の五三九)

と謂つてある昊天(天上に在す天津神でなく)そのものの祭祀と、同一のものと見られる。元來天津神は祭つたが、太古の支那の様に天そのものを神として祀つたことの見えなかつた日本に在つては、破天荒の出來事と云はねばならぬ。斯くの如きは明かに支那思想の影響が、甚しかつた

ことを反影してをるものである。かやうに桓武天皇の朝には舶來文明の影響が顯著であつたのだが、その反動で他方では、斯る外來思想の浸染を防遏し、我が國粹に、三韓人や支那人をして、彼一指も染めしめざらんとする思想界の傾向が、平城天皇の時代になつて、見えて來た。例之、彼の大同四年の詔敕に據れば、倭漢惣歷帝譜圖なる書物に、日本人の先祖と同様に、支那の歸化人

の先祖を、本朝の主神たる天御中主尊アマノミナカヌシノミコに掛け、内外皆等しく天御中主尊の子孫であると云ひ觸らす如きは、宜く無い事で、日本固有の神様を冒瀆することの大なるものであるから、爾今さう云ふ妄説を唱へてはならぬ、若しそんなことをする者でもあれば、重刑に處するぞと云ふことが仰せ出されてをる、彼の日本後紀大同四年二月辛亥に

古語 敕、倭漢物歴帝譜圖、天御中主尊標爲始祖、至如下晉王、吳王、高麗王、漢高祖命等、接中其後裔、倭漢雜糅、敢垢天宗、愚民迷執、輒謂實錄、宜諸司官所藏皆進、若有挾情隱匿乖旨不進者、事覺之日、必處重科、(國史大系、三の九五)

拾遺 とあるのは則ち是れである。然かのみならず、平城天皇の朝には、日本の歴史を書いた大同本紀(今日は僅に其の斷篇零墨を神宮雜例集及皇字沙汰文等の書物の中に存するのみ)や舊い日本の醫書である大同類聚方(本書は獨逸ライプツヒのシオイベ、Schneide 博士が獨逸の醫學界に紹介してゐる)が阿部眞直、出雲廣貞等に由つて編纂された。平城天皇に尋いで、嵯峨天皇の弘仁六年には、又内外氏族の出自を明かにする爲めに撰上された万多親王の姓氏錄が出来た、斯く日本固有の事實を記述する文獻が相踵いで世に現はれる様になつて來たのは、明かに桓武朝に汪溢し來つた拜外思潮の反動に出た我國粹顯彰思潮の産物と見られるのである。して又齋部廣成の古語拾

遺も、斯る國粹の保存と顯彰とに努めんとする思想界の産物であつて、この時代精神を最も能く此所に露はしてをるのである。是れ廣成が古語拾遺の自序に

蓋聞、上古之世、未レ有文字、貴賤老少、口々相傳、前言往行、存而不忘、書契以來、不レ好談古、浮華競興、還嗤舊老、遂使入歴世而彌新、事逐代而變改、顧問故實、靡レ識根源

概 時弊を慨歎し、此に古語拾遺として自己の家に昔から保存して居つた舊説を録して平城天皇に獻つて御下問に奉答するに至つた所以である。

第三 古語拾遺の史的價值

説

論じて爰に至れば、一言古語拾遺の歴史的價值に言及せねばならぬ事となつた。勿論古語拾遺は齋部廣成が齋部氏一門の昔に變はる衰頹を慨し、中臣氏の横暴に對して、自家を辯護しようとして、書いたもので、一種の抗議書、上告であるから、多少自分の家に都合の好い様に筆を舞はした痕跡とも見らる可きものが無いでも無い。例之、日本書紀では高天原に於て、天照大神が詔敕を發せられてをる時に、天照大神一柱の御名でもつて、仰せ出されてをるにも關らず、同一詔

敷が古語拾遺では、天照大神と高皇產靈神たかみむすひのかみと御二方の御名に由つて發せられてをる。また、有名
 な天孫降臨の神敕でも、日本書紀では、天照大神一柱の詔敕として記載されてをるのに（日本書
 紀、二。國史大系、一の五〇）古語拾遺では、天照大神と高皇產靈神と二柱の神の御言葉となつ
 て表はれてをる。何故、古語拾遺は天照大神に附け加へるに、高皇產靈神を以てしたかと云ふに、
 高皇產靈神は上述した通り、齋部氏の祖先であるから、我が祖先を擧げ、之を天照大神と同位に
 置かんが爲めに、古語拾遺は、事此に出たのでは有るまいかと思はれる。斯う云ふ不審が存する
 ものだから、日下部（奈佐）勝臯かつたかと云ふ人は、疑齋ぎさいと云ふ本を書いて、大に齋部廣成の心事を疑
 つたのである。然るにそれは餘り穿ち過ぎて、廣成に冤罪を被せることになるものだから、本居
 宣長は疑齋辨と云ふ一書を公にして、その雪冤に努めたのである。さう云ふ風で、古語拾遺の記
 事は齋部中臣二氏に關した所は、多少割引をして見なければならぬ所はあらうが、大體齋部氏に
 昔から傳つてをる傳説口碑を載録してをると云ふことも、明かな事で、それ迄疑ふ必要は無い。
 さう考へると、古語拾遺も價値の有る古傳説であることは、丁度日本書紀の中に引用されてをる
 一書の説と同様で、日本書紀の本文に無い事も、此一書と稱する往時の一古傳説に依つて、今日
 に傳へられて來て居る様に、古事記日本書紀に缺けてをる事も、古語拾遺が存するが故に、其眞

古語拾遺

概説

相を傳へてをるものが鮮く無い。例之三種の神器中、その御神鏡の記事の如き、古語拾遺有つて、
 始めて其詳細を今日に知り得るのである。崇神天皇が、神威を畏みて、神鏡を大和笠縫やまとかさぬい邑に奉安
 せられ、宮中にはその時新く鑄造せられた摸造の神鏡を止められて、永く宮中で之れを齋き祀ら
 れた記事の如き、古語拾遺に於て其委曲を盡してをるのである。斯くの如きは、古語拾遺を外に
 しては、他に之れ程十分な記載を見出さないのである。又古語拾遺の卷末に載せてある大地主神おほつちぬし
 の云ひ傳への如きも、記紀共に缺いてをるのである。かう云ふ風に、古語拾遺には記紀に見えな
 い貴重な根本資料が保存されてをるのである。故に古語拾遺は日本書紀中に引用されてをる一書
 と同等の史的價値は有するものと考へて差支無からう。或は又秦氏の本系帳だとか、高橋氏文だ
 とか云ふ書物が、その氏々に特に傳はつた古傳説を能く保存して呉れた様に、古語拾遺も、齋部
 氏に傳はつた一家の古傳説であると云ふ點に於て、其價値を十分認めなければならぬと思ふ。
 矧や彼の天孫降臨の際に於ける天照大神の神敕として傳はつてをる。

夫葦原瑞穗國者、吾子孫可王之地、皇孫就而治焉、寶祚之隆、當與二天壤無窮矣（古語拾遺）

葦原千五百秋之瑞穗國、是吾子孫可王之地也、宜爾皇孫就而治焉、行矣寶祚之隆、當與二

天壤無窮者矣（日本書紀一書）

の如きは、記紀の本文には無くて、日本書紀の一書と古語拾遺とに於て、多少文字に異同出入は有つても、只此二書に於てのみ、見ることが出来ること云ふ名譽を、古語拾遺が分け前することの出来るのは、確に古語拾遺の誇であると云つてよいと思ふ。

第四 本書撰録の年代

古語拾遺は、いつ齋部廣成が書いて平城天皇に獻つたものだらうか。此問に對して、それはいと容易い質問で、古語拾遺の布流本の終の所を見れば、直ぐ分かる。則ちちやんと大同二年二月十三日と書いてある。それだから本書の成立は平城天皇の大同二年（西曆八〇七）二月十三日に違ひ無いのじやないかと。それは一應其通りである。然しさう無批評に流布本の記年ばかりを、後生大事に信ずる譯には行かぬ。それは或本には、大同三年十二月となつてをつたり、又は大同二年十二月となつてをつたり、或は大同元年ともなつて居つたり、或は又全く年號の無い本もある。さうなると、どの年號がほんとうなのか、疑はしくなつて来る。然るに更に流布本の大同二年二月十三日に本書が出来た様に書いてある年號に疑を挾ましめる一つの新事實が此に出て来る。

それは、流布本等古語拾遺の初めに「從五位下齋部宿禰廣成撰」の文字が存する。然るに大同二年十二月十三日には、廣成はまだ從五位下になつて居らないと云ふ史事が類聚國史の記事でもつて證明されてをる。則ち大同三年十一月十七日に始めて廣成は從五位下に陞敍されてをるから、大同二年には、まだ正六位上の筈である（類聚國史、九九。經濟雜誌社本、七八一）。さうすると流布本の年月日や廣成の位記の記載方に疑惑が生じて来る。曩者に列擧した通り、大同三年十二月などの記日が出て来るのも、此矛盾を取り除かうとする企であらうと思はれる。然しここで先づ考へなければならぬことは、古語拾遺の開卷第一に在る「古語拾遺一卷加序從五位下齋部宿禰廣成撰」の文字は後人の挿入であつて、廣成の上表文には無かつたものであらう。何故なれば

斯る上表文に、自らこんなことを書かう筈が無いからである。之は恐く廣成が從五位下を拜領した後に（恐く死後位に）次第に此本の巻頭に誰かが、之を書き加へたのであらう。何分にも今日では廣成自身の書いた古語拾遺が現存してをらぬから困るのである。然しどう考へても、こんな異例な事項を、廣成がその上表文に自ら書き加へてをつたなどは、到底思はれない。然るに又ここに考の材料に成つて来る事は、日本後紀（一四）に據れば、大同元年に、中臣齋（忌）部兩氏が、朝廷に於ける彼等の祭祀執行權に關して、訴訟をして居つたと云ふ史實である。則ち大同元

年八月庚午（十日）に

先是、中臣忌部兩氏、各有相訴、中臣氏云、忌部者、本造幣帛、不申祝詞、然則不可下以忌部氏爲幣帛使、忌部氏云、奉幣祈禱、是忌部之職也、然則以忌部氏爲幣帛使、以中臣氏可預祓使、彼此相論、各有所據（國史大系、三の七七）

とある、事情斯くの如き秋に際して、偶平城天皇から、八十の頽齡になつてを齋部廣成に、其一家の口碑傳説を撰録して獻れとの大命が降下したから、廣成は欣喜雀躍して、直に筆を呵して、古語拾遺を撰上した次第である。仍て思ふに、廣成は其神祇祭祀の特權に關して、中臣氏と繫争結んで解けなかつた大同元年に、古語拾遺の稿を起し、翌年即ち大同二年の初（即二月十三日？）に脱稿して、直ちに奏上したものであらう。勿論廣成の此官位は、その時は正六位上であつて、まだ從五位下になつて居らないことは云ふ迄も無い（本書に從五位下と記入したのは後人の添加であらう）。斯く考へて、流布本の通りに、古語拾遺述作の年代を、大同二年（二月十三日）として置くのが穩當であらう。

第五 古語拾遺の異本及び其研究書に就て

以上述べた年代即ち平城天皇の大同二年に、古語拾遺が撰上されたとしても、それは固より廣成の自ら筆寫したもので、まだ木版本にも活字本にもなつて居ないと云ふことは、云ふ迄も無い。而て其自筆本は疾くに失せ果てて、今は影も形も無い。そこで廣成の自筆本では無いにしても、一番舊い古語拾遺の筆寫本は、どれで、又それはどこに在るのか、かう云ふ問題が起る。此問題に答へて、私は左の如く回答する。則ち古語拾遺の最古寫本は、目下京都の吉田子爵家に所藏される嘉祿元年（西曆一二二五）卜部兼直の奥書を有する寫本がそれで、之れに繼ぐものは東京前田侯爵家に所藏する元弘四年（西曆一三三四）武州金澤稱名寺書寫亮順の奥書がある寫本外同系統に屬する二本である。此二種の寫本が先づ最古寫本で、これに踵いで、各種の異本が出てをる。今古語拾遺に關する異本を考へてみるに、平滿本に基づける卜部本、及伊勢本、平野本、法隆寺本（又は曆仁本）、天文本、四宮本等がある。そこで、本岩波文庫に登載した古語拾遺は、前田家所藏の亮順の奥書ある古寫本に、更に同家所藏の他の二本である釋無貳の跋を有する武州金澤稱名寺本及瀬允の題名ある同稱名寺本（以上前田家所藏の三本は同系統の古寫本で伊勢本の系統に屬するものと云はれてをる）とを比較對照して、文字の異同出入を校合して、卷尾に附したもので、

その對校は余が星野（日子四郎）文學士溝口駒造君と共に、前田家の好意の下に、財團法人明治

聖徳記念學會の研究所で完成した業績である(亮順の影寫本のみは、前田家に於て既に原形を保存して公刊されてをる)。唯本文庫の現代口語躰のものは、古語拾遺の流布本をも参照して、讀方等の謬を正して、福原武君の大なる援助の下に、之を公にすることにした。

上述の如く古語拾遺は古今我國の學界に重を成した尊い珍籍であるから、其註釋本も少くないのであるが、左に掲ぐる三書は、苟も古語拾遺を研究しようとする者の、座右を離すことの出来ない好伴侶であると考へる。

(一)龍野瀨近著 古語拾遺言餘鈔(木版本)

(二)久保季茲著 古語拾遺講義(活字本)

(三)池邊眞榛著 古語拾遺新註(寫本)

此中(一)は主として伊勢神道の立場から古語拾遺の註釋を書いたもので、註釋も漢文で出來てをるし、本文註釋共に木版で公刊されたものゝ恐く最初のものであらう。天和二年(西曆一六八二)の著で、遅くも貞享二年(一六八五)には既に開版となつてをる。但し本文丈の版本にして、出版年月の判明してをる最古本は、江州四宮社司大伴重堅が、世に公にした元祿九年(西曆一六九六)の奥書ある刊本であるらしい。又久保池邊二大人の註釋は、共に復古神道の立場であ

ることは勿論、久保大人のは、極めて要を得た簡明な註解書で、明治十六年に活字を以て印刷されたものである。池邊大人の註釋は、今日迄世に存してをる註釋書中詳密を極めたものでは、此上に出づるものは無いと斷言して宜しい。之れは從來寫本でのみ傳はつて居つたが、その寫本も極めて罕で、偶手に入れ得る機會が有つても、その價格は二百金に上るのであるから、容易に購讀し兼ねる憾があつた。然るに財團法人明治聖徳記念學會の研究所は今秋御即位の大典記念の爲め、嚴密なる校訂の下に活字本として之を公刊することにしたから、流布の上は學界を益すること鮮少であるまい。池邊大人の本註釋書古語拾遺新註は、宛も本居宣長の古事記に對する古事記傳、鹿持雅澄の萬葉古義、飯田武郷の日本書紀通釋に比すべきものである。本岩波文庫は參考の爲め、古語拾遺の異本と註釋書とを卷尾に列擧して、研究家の參考に供する。

一一 平敘古語拾遺

傳ふる所に據れば、上古の世には、まだ文字と云ふものが無く、貴賤となく老少となく、唯々口から口に云ひ繼ぎ語り傳へ、前言往行能く存して忘れなかつたさうだ。然るに文字でものを記録することが始つてからは、古事を語り傳ふる風は廢れて人之を好まず、浮薄華美の風のみ競ひ興り、昔話をする古老を見ては之を嘲笑し、斯くて世代を経るままに萬事が更まり、古風は容赦なく變改され、ここに昔ながらの故實を尋ねようにも、その根源を識る人が無くなつて仕舞つた。朝廷の御記録、諸家の傳記も、上代の故事を載せてはゐるけれど、その委曲一二遺漏してをるものもある。今愚臣廣成が申し上げなかつたならば、恐らくは絶えて永く世に傳はらなくなるに至るであらう。幸に陛下（平城）の御下問を蒙つたことであるから、多年心に秘めて居つた憤ろしき事どもを開陳して、舊説を録し、恐懼以て敕問に答へ奉る次第である。

或る傳に據れば、世界の開ける初め、伊弉諾、伊弉冉二柱の神が、御夫婦の御交りをなされ、大八洲國及び山川草木を生まれせられ、次に日の神、月の神を生まれせられ、おしまひに素盞鳴神を

生まれせられた。ところが、素盞鳴神は、常に泣きわめくのをその行となされた。で世の人達を不幸にも早死させ、蒼々した山々を枯らして仕舞はれた。それだから父母の二柱の神が、仰せられるに、「汝はどうも善くない、少しも早く根國に退去しなさい」と。又天地が二つに別れた初、天の中に御生れなかつた神の御名を天御中主神と云ふ。其の御子に三人の御神があらせられた。その御長男の神を高皇產靈神（是れ皇親神后彌伎尊）と云ふ。即ち伴佐伯等の祖神である。又次に津速首靈神（是れ皇親神留彌命）と云ふ。この神の子天兒屋命は、中臣朝臣等の祖神である。又その次は神產靈神（これは紀の直の祖神である）である。其の高皇產靈神の生まれられた女神の御名を栲幡千姫命（天祖天津彥尊の御母である）と云ひ、其の男神の御名を、天忍日命（大伴宿禰の祖神である）と云ひ、もう一柱の男神の御名を、天太玉命（齋部宿禰の祖神である）と云ふ。此の太玉命の率ゐて居られた神々の御名を、天日鷲命（阿波國の忌部等の祖神である）、手置帆負命（讃岐國の忌部の祖神である）、彦狹知命（紀伊國の忌部の祖神である）、櫛明玉命（出雲國の玉作の祖神である）、天目一箇命（筑紫伊勢兩國の忌部の祖神である）と云ふ。さて、素盞鳴神が、日の神（天照大神）に、別れを告げられようとして、天に昇られた時に、櫛明玉命が之を迎へ奉つて、瑞の八坂瓊の勾玉を獻つた。素盞鳴神はこれを受けて、又、日の

神に奉られた。そこで二神は一緒に約誓をなされて、乃ち其の玉に感じて、天御祖吾勝尊を生ませられた。かくて、天照大神が吾勝尊を養育せられ、大層鍾愛され、常に腋の下に懐かせられて、腋子と稱せられた（今俗に稚子を和可古といふのは腋子と云ふ言葉からして来たのである）。

其の後、素盞鳴神の、日の神への行はどうもひどい。さまざまに凌ぎ侮られた。それはいはゆる畔毀ち、溝埋め、樋放ち、重播き、串刺し、生剝、逆剝、尿戸等の暴行である。是の如きは所謂天罪と呼ばれるもので、即ち素盞鳴神が、日の神の耕種の時に當つて、竊に其の田に往つて、串を刺して相争ひ、種子を二重に播き、畔を毀ち、溝を埋め、樋を放ち、新嘗の日に當つて、尿をもて戸に塗り、日の神の織室にまします時に、生ける駒を逆剝ぎにして、その室内に投げ込まれた等の罪を云ふ。以上の天罪は、今、中臣の祓に出てをる。又蠶を飼つて機を織る淵源は、神代に始つたのである。

時に天照大神はひどくお怒りなされ、天の石窟には入られて、磐戸を開て、其中に籠られてしまつた。すると、世界中のどこもかしこも、いつもいつも眞黒闇で、晝も夜も分らない。多くの神達は愁ひ迷つてどう仕様もない、燭をともして僅に用を便じてをつた。高皇産靈神が、八十万の神だちを天の八湍河原に會して、日神の御心を和げ直ほし奉る陳謝の方策を評議された。爰

で、思兼神が、深く思ひ遠く慮つて提議して言はれるのに、太玉神をして、諸部の神達を指圖させて、和幣を造らせよ、それから、石凝姥神（天糠戸命の子、鏡作の遠祖である）をして、天の香山の銅を取り、これを以て、日像の鏡を鑄らせ、長白羽神（伊勢國の麻績の祖神、今俗に衣服を白羽といふは、この縁である）をして、麻を種ゑ、それで青和幣を作らせ、天日鷲神、津咋見神をして、穀の木を種殖させ、それで以て、白和幣（是れは木綿である。以上二つの物は一夜で生ひ茂つた）を作らせ、天羽槌雄神（倭文の遠祖である）をして、文布を織らせ、天棚機姫神をして、神衣所謂和衣を織らせ、櫛明玉神をして、八坂瓊の五百箇の御統の玉を作らせ、手置帆負、彦狹知の二神をして、天の御量（大小の斤又諸種の計量器の名である）を用ひ、方々の大きな谷、小さな谷から材を伐り、それで、瑞殿を造り、兼て、御笠と矛盾とを作らせ、天目一箇神をして、種々の刀や斧と鐵鐸とを作らせ、それらの物が備はつてから、天の香山の五百箇の眞賢木を根ごと掘つて来て、その上枝には玉を懸け、中枝には鏡を懸け、下枝には青和幣、白和幣を懸け、太玉命をして、これを捧げ持たしめ、美しき讚辭を奉らせ、同じく天兒屋命をして、太玉命と共に祈禱を捧げまつらせ、又、天鈿女命（其の神猛く強かつたので、その意味を神名としてゐるので、今の俗に強き女のことを於須女と云ふは、これに基してゐる）をして、

正木の葛を鬘とし、蘿葛を禪にし、竹の葉と飲憩の木の葉を片手に持ち、又片手には鐸を着けた矛を持つて、石窟戸の前で誓槽（誓約の意である）即ち空箆を覆せ、庭で火を焼いて四邊を明るく照して、天照大神を禱り招きまつる爲めに、巧みに俳優の技を演じて、多くの神々達と一緒に歌ひ舞はせよう」と。ここに、思兼神の提案のまに、石凝姥神をして、日の神像の鏡を鑄造させたが、始に出来たものは、聊か意に合はない所があつた（此の鏡は紀伊國の日前神である）そこで次に鑄造した鏡は、其の形美麗で申分が無かつた（此の鏡こそ實に伊勢の大神である）萬般の設備成つたことはつぶさに計畫された通りであつた。仍て、太玉命は、廣く厚い稱詞を以て、日の神に請ひ申して云ふに、

吾が捧持してをる所の寶鏡は明に麗はしく、恰も汝が命の如し。冀くは、岩戸を開きて一寸御覽はせ

と。かくして太玉命と天兒屋命とは、共に其の祈禱を捧げたのである。

時に、天照大神が、御心のうちでお思ひなさるには「このごろ、自分が、岩屋の中に引籠つてゐるので、世界はどこもかしこも闇からうに、神達は何が故に、斯くばかり樂しげに打ち興じさんざめくのであらう」と、細めに岩屋戸を開けて外を窺はれた。そこで、天手力雄神をして、其

の扉を引き啓けさせて、新殿に遷し奉り、天兒屋命と太玉命は、日の御綱（今の斯利久迷繩即ち注連繩は是れ日の影の像である）を其の殿に懸け廻らし、大宮賣神を御前に侍らせ（此の女神は、太玉命が奇蹟的に生まれられた神で、今日の内侍のやうに、美しき善き辭もて、君臣の間を和し奉り、大御心を悦ばしめ奉る役前を演ずるのである）、豊磐間戸命と櫛磐間戸命の二神（是れは二神共太玉命の子である）をして、殿門を守衛させた。

日神の石窟から出御になつた時、天は、始めて晴れ、眼の覺めたやうに神々達が見合せる面は、みな、白々とはつきり分つて來た。そこで神々は、手を伸ばして踊り歌ひ、どつと稱へ合つて聲高く、

あはれ（天晴れの音義）

あな面白し（古語に、事の甚だ切なるを、みな阿那と云ふ。衆神の面明白の意）

あな樂し（手を伸して舞ふの意）（今樂事を指して之を多能志といふは、この意）

あなさやけ（竹の葉の聲）

をけ（木の名、其のを振る調）

さうして、天兒屋命と太玉命が、一緒になつて、天照大神に請ひ申して云ふに「再び石窟に入

り給ふな」と。

それで、罪過を素盞鳴神に歸して、之れを千座置戸即ち多くの科料に處し、頭髮や手足の爪までも抜いて、その罪を贖はしめ、其の罪を解除つて天から神やらひに逐ひ降した。

素盞鳴神は、天から、出雲國の簸の川の岸に降られて、天十握劍（其の名は天羽々斬、之は

今石上神宮にまします。古語に大蛇を羽々と云ふ。その意味は蛇を斬るてふことである）を以て、

八岐の大蛇を斬り、其の尾の中に、一つの靈劍を得させられた。其の名を天叢雲（大蛇の上には

いつも雲氣が有つた。それで、叢雲と名づけたのである。倭武尊が御東征の年、相模國に到つ

捨て野火の賊難に遇はれた時、この劍をもつて、曠野の草を薙ぎて、その難を免れることを得られた

ので、更に改めて草薙劍と名づけられたと云ふ。乃ち素盞鳴神はこの寶劍を天神に獻られた。

さうした後に、素盞鳴神は、國神の女を娶り、大己貴神を生ませられて、遂に根國に赴かせら

れた。

大己貴神（一名は大物主神、一名は大國主神、一名は大國魂神、大和國城上郡大三輪の神は此の

神である）は、小彥名神（高皇產靈尊の子、後ち常世國に通る）と協力し、心を一にして天下を

經營された。世の中の人等や家畜などの爲めに、療病の術を教へ、又鳥獸や昆蟲の災を攘ふため

に、禁厭の法を定められた。國民は今に至るまで、威、この神の恩惠を蒙つてをる。其效驗一々

顯著である。

天祖吾勝尊は、高皇產靈神の女、栲幡千千姫命を納れ、天津彦尊を生み給ふ、號して皇孫命

（天照大神、高皇產靈神、二神の御孫である、故に皇孫と曰ふ）と云ふのである。それから、天照

大神と高皇產尊とは、皇孫を能く鞠養され、降して以て、豊葦原の中つ國の君主となされようと

思召された。それで、經津主神（是れは、磐筒女神の子、今は下總國香取に奉祀されてをる神であ

る）と、武甕槌神（是れは、速日神の子で、今の常陸國鹿島神宮の神が是れてある）とを中つ國

に遣はして、悪者共を驅逐し、國中を平定せしめられた。大己貴神と其の子事代主神とは、共に

皆な隱退せられ、その時大己貴神が中つ國を平げた矛をば經津主神と武甕槌神とに授けて、申さ

れるに、

吾は、この矛を以て天下を平治するの功を立てることが出來たのであるから、天孫、若しこ

の矛を用ひて、國を治めたまはば、必ず國中平安となるであらう。今、我等は隱退せんとし

て居るところである。

と言ひ終つて、遂に隱退せられた。かくて、經津主神と武甕槌神とは、諸の服従しない鬼神たち

と居ると言ひ終つて、遂に隱退せられた。かくて、經津主神と武甕槌神とは、諸の服従しない鬼神たち

と居ると言ひ終つて、遂に隱退せられた。かくて、經津主神と武甕槌神とは、諸の服従しない鬼神たち

と居ると言ひ終つて、遂に隱退せられた。かくて、經津主神と武甕槌神とは、諸の服従しない鬼神たち

を征服し盡して、復命された。

時に天祖天照大神と高皇產靈神と、御一緒に仰せられるに、

かの葦原の瑞穂國は、吾が子孫の王たるべきの地である。皇孫、就でまして治給へ。寶祚の隆なること、當に天壤と窮り無かるべし

と。すなはち、八咫鏡と草薙劍との二種の神寶を皇孫に授け賜ひ、永久に天璽となされた(所謂、

神璽寶劍は是れてある) 矛と玉とは、自ら附隨して行つたのである。そこで天祖兩神敕し給ふに、

吾が兒、この寶鏡を視まさんこと、當になほ吾を視ませることくし、與に床を同じくし、殿を共にして、齋の鏡と爲すべし

と。仍て、天兒屋命、太玉命、天鈿女命を配侍された。それで、又、詔敕を下されて、

吾は即ち、高天原に居つて天津神籬及び天津磐境を起し樹て、正に、吾が孫の爲に禱齋しよ。汝、天兒屋命、太玉命も亦宜しく天津神籬を持つて、葦原の中つ國に降つて、皇孫の爲に禱齋し奉るべし。やよ爾二神、共に殿の内に侍らふて、よく防護に勗めよ、宜く、吾が高天原に御しめす齋庭の穂(是れ稻の種)を以て、皇孫に御めさせまつるべし。太玉命は諸部の神を率ゐて、其の職に仕へまつること、尙天上の儀の如くせよ

と。そこで、諸神をも亦一緒に陪從させて此土に降された。更にまた、大物主神に敕して云はれるには、

宜しく、八十萬の神たちを率ゐ、永久に皇孫を護りまつれ

と。さうして、大伴遠祖天忍日命に、來目部の遠祖天穗津大來目を帥みさせ、兵器を帯びて前驅させられた。

それから將に、高天原を降られんとする時、先驅の者が還つて來て申上げるに、「天八達衢にひとり神が居る。其の鼻の長さ七咫、其の背七尺、口と尻とは照り輝き、眼は八咫鏡のやうである」と。それで御供の神を遣はして、其の名を尋ねさせようとされたが、八十萬の神たち、みな

其の神の眞甲に立つて折衝する者が無かつた。そこで、天鈿女命が敕を奉じて、獨り使ひした。先づ其の胸乳を露はし、裳帯を膺下に押し垂らし、向ひ立つて呵々大笑した。すると、衢神が問ふて云ふに「汝は、なぜ、そのやうにするのであるか」と。天鈿女命は反問して云ふに「今天孫の幸したまふ矢前に大路に出で立ち居るものは誰だ」と。衢神は對へて云ふのに「天孫の降臨を聞き奉つたのでわざ／＼ここに奉迎してお待ち申上げてをるのである。吾が名は、猿田彦大神である」と。時に又天鈿女命が重ねて尋ねるに「汝が先行するか、それとも、こちらでしようか」

と。衢神が云ふのに「吾は先立つて、御案内しよう」と。天鈿女命が又重ねて尋るに「汝はどこへ行き天孫はいづこへ行かる可きであらうか」と。衢神對へて云ふに「天孫は、筑紫の日向の高千穂の櫛觸くしざらの峯に行かせられよ、吾は、伊勢の狹長田さながたの五十鈴いすずの川上に行くであらう」と。尙語を繼いで言ふに「吾を先づ知り顯はして呉れた者は汝であるから、汝は吾が行く所まで送つて來よ」と。天鈿女命は此の事を復命した。天孫は、果して猿田彦神の言はれた所に降臨された。天鈿女命は、乞はれたままに、猿田彦神を送つて伊勢に往つた（天鈿女命は、是れ、猿女君さるめのみきみの遠祖である。仍て天鈿女命が顯はし申した所の猿田彦の神名に因んでその子孫皆その姓氏とした。故に今日天鈿女命の子孫は男女共に其名を猿女君と呼んでゐるのは一に此の緣由に出づるのである）。
 拾 かくして、群神は敕を奉じて、天孫に扈從し、歷世相承けて、各々其の職を世々にし、以て朝廷に御仕へ申した。

天祖彦火尊あまつをりこほのみことは、海神わたつみのかみの女豊玉姬命とよたまひめのみことを娶られて、彦瀲尊ひこなぎさのみことを生ませられた。生まれ給ふ日に、海濱に産殿が立つた。此の時に、掃守連かきもりむらじの遠祖天忍人命あめのおしひとのみことが供奉奉侍し、箒を作つて蟹を掃ひ、御床みとこを安んじ奉つた。彼の族は此の事から、數物を掌るやうになり、遂に之を以て其世襲の職とするに至つた。仍て名づけて蟹守かにもり（今俗に掃守かきもりと云ふのは、それが轉じたものである）と稱す

ることとなつた。

神武天皇御東征の年に及んで、大伴氏の遠祖日臣命ひのおみのみことは總督となり、大軍を起し諸將を帥ゐて、兇賊を征伐し、帝業を佐け奉つた勳功には、他に並ぶ人が無かつた。物部氏の遠祖饒速日命にぎははやひのみことは、反抗する者を殺し、多數の軍兵を帥ゐて、皇軍に歸順した。其の忠誠に對しては、厚く恩賞された。大和氏やまとの遠祖椎根津彦しひねつひこは、皇舟を迎へて海上の御案内を申し上げ、又功績を香山かみやまの嶺みねに表はした。賀茂縣主かものあがたぬしの遠祖八咫鳥やがらすは皇師の御嚮導となり、菟田うたの徑ちまたに瑞兆を顯はした。かくて首尾よく天下は平定され妖氣一掃些細の風塵も無くなつた。そこで都を橿原に建て、宮城を經營せられた。

是に於て、天富命あめのとみのみこと（太玉命の孫）をして、手置帆負神たおきほおひのかみと彦狭知神ひこさしりのかみとの後裔を率ゐて、齋斧いはひののおを以て、始て山から木材を伐採し、齋鉏いはひのすきを以て宮柱を立て、正殿みまらかを構築した（所謂底そこつ磐根いはねに宮柱みやしら太知ふとしり、高天原たかまがはらに搏風高知ちかぎたかしりて、皇孫の瑞みづの御殿みまらかを造つて仕へ奉つたのである）だから、其の末孫は、今は紀伊國名草郡なぐさぐんに在る御木みけ鹿香あらかの二郷に住んで居る（古語に、正殿みまらか、これを鹿香あらかと云ふ）材を伐採した齋部の居る所を御木みけと云ひ、宮殿を造つた齋部の居る所を、鹿香あらかと云ふ。これ其の證據である。又天富命をして、齋部の諸氏を率ゐて、種々の神寶を作らせた。鏡や玉や矛や

盾や木綿や麻などである。櫛明玉命の後裔が、御祈玉（古語みほぎは祈禱を言ふ）を造つた。

其の子孫は、今出雲に居て、年毎に調物と一緒に其の玉を朝廷へ上つてをる。天日鷲命の後裔が、木綿と麻と、織布とを作つた。そこで、天富命をして、日鷲命の後裔を率ゐて、肥沃の土地を求めに、阿波國に遣はして、穀と麻との種を殖多させた。其の末孫は、今も阿波に居て、大嘗祭の行はれる年には、木綿と麩布と、その他種々の物を貢獻してをる。其處の郡を麻殖と云ふのは、この縁故からである。天富命をして更に他にも肥沃な土地を求めに、阿波國の齋部の人達を率ゐて、東國へ往き、其處に麻と穀の木とを播殖させた。好麻が生育する所であつたから、古語總の國と謂つた（古語に麻を總と云ふ。今の上總下總の二國である）。穀の木が生育したので、結城の郡と謂つた。阿波の國の忌部の居る所であつたから、安房の郡（今の安房國である）と名づけたのである。で天富命は、其地に祖神太玉命の神社を立てた。今これを安房神社と云つてをる。であるから、其の神戸即ち神社附屬の民戸に、齋部氏の人達がある。又手置帆負命の後裔が、矛と竿とを造つた。其の末孫は、今は分れて、讃岐國に居る。今毎年の調庸の外に、八百の竿を朝貢してをるのも、その證據である。

爰に仰いで天照大神及び高産靈神たる皇天二祖の詔敕に従つて、神籬を樹てて祀つた神々は、

所謂高阜産靈、神皇産靈、魂留産靈、生産靈、足産靈、大宮賣神、事代主神、御膳神（以上今御門の御巫の齋き奉る所の神々である）生嶋（是れ、大八洲の靈、今生島の巫の齋き奉る所の神である）座摩（是れ、大宮地の靈て、今座摩の巫の齋きまつる所の神である）。

日臣命は、來目部の人達を帥ゐて、宮門を護衛し、其の開閉を掌つた。饒速日命は、禁裏に仕へ奉る物部の人達を帥ゐて、盾と矛を造つて備へた。

かう云ふ用意が出来た所で、天富命をして齋部の人達を率ゐて、天璽の鏡劔を捧持して、正殿の内に安置し奉り、同じやうに瓊玉をも懸け、其の幣物を陳ねて、殿祭の祝詞を讀誦せしめ（其の祝詞の文は別卷に在り）次に宮門を祭つた（此の祝詞の文も亦別卷に在り）然うしてから、物部の人達が矛、盾を立て、大伴來目の人達が兵器を建て、門を開いて、四方の人々を朝參させ、天位の貴さを觀せしめた。

扱て當時は神皇一體で、天皇と神とのけじめは、さう甚しくは無かつた。常に同殿共床であつて、神物も官物も何等區別が無かつた。故に宮中に藏を立てて齋藏即ち神聖な寶藏と云ひ、齋部氏をして永く神庫を司る職に在らしめた。

又、天富命をして、作事を預かる諸氏を率ゐて、大幣を造らせ、その作業が了はつてから、天

種子命(天兒屋命の神孫)をして、天つ罪、國つ罪の稜を執行させた。所謂天つ罪の事は、上段既に説明して置いた通りであるが、國つ罪とは國中の人民の犯した所の罪の事を云ふのである。其の事は、曲つづさに中臣の禊はらひの詞の中に出てをる。かくて、靈時あまりのにはを大和の國鳥見とみの山中に造り、天富命は、幣を陳つらねて、祝詞のりとことよを誦み、皇天あまつかみを祭り、一切の群神に及んだ。斯くて以て神祇の恩惠を感謝された。事情斯くの如くであつて、中臣、齋部の二氏は一緒に祭祀の職を掌つたのである。猿女君さるめのみの人達は神樂の事を司られた。此の外の諸氏も、夫々又其家職を以て、朝廷に仕へ奉つてをつた。

磯城瑞垣しきみづがきの朝即ち崇神天皇の御代に至つてから、漸く神威を畏かしこみて、天皇と鏡劔との同殿を勿體なく思召された。で、更に齋部氏をして、石凝姥神いしりつらぬかみの後裔と天目一箇神あまのまげひとのかみの後裔とを率ゐ、天皇護身の神劔神鏡を新に鑄造せしめて、之を天皇の大護身御璽おほまもりのみしろしとされた。是れ今日踐祚つみその日に、獻る所の神璽の鏡劔である。さうして、倭の國笠縫かさぬいの邑むらに、殊に磯城神籬しきむらを立て、天照大神御像の鏡と草薙寶劔とを遷うつしまいらせて、皇女豐鍬入姫命あまのよこいりひめのみことをして、齋いづき祭らしめられた。其の鏡劔御遷座の夜には、宮人は皆參列して、終夜宴樂した、その時の歌に

宮人の

宮人が

おほよすがらに

大終夜に

いざとほし

率いざなひ起居て

ゆきのよろしも

時刻の移行くが面白く宜し

おほよすがらに

(栗田寛著稜威男健)

今、俗に、歌ふ左の歌詞は前者の轉訛したのである。

宮人の

庶持雅澄、南京遺響

おほよそごも

大宮人の大に着裝へる衣の膝

大装衣

より下を通し、裾長ければ

膝通し

暖にして雪の夜こそ更に宜

往ゆきのよろしも

し(栗田寛、同上)

おほ装衣

〔敍者云ふ、如上二首の歌謠、其の意味古今難解とされるものである、今姑く私解を附せぬが、詳しくは加藤、星野の英文古語拾遺の註釋を看よ〕

又この御代の六年には、八十萬の神々を祭られ、天つ社あまのやしろ、國つ社くにのやしろと、神地かむとこ、神戸かむべをも定められた。始めて、男から弭ゆはの調みつせ、女から手末たなすゑの調みつせを奉らせた。今、神祇の祭に熊の皮、鹿の皮、角つる、

布などを用ひるのは、この縁である。

卷向の玉城の朝即ち垂仁天皇の御代に至つて、皇女倭姫命（垂仁天皇の第二皇女、母は皇后狭穗姫）をして、天照大神を齋きまつらせられた。さうして、大神の啓示されるまに、神宮を伊勢の五十鈴の川上に立てた。それで、齋宮を建てて、倭姫命がそこに御坐して大神に奉仕せられた。天上にました時、豫め幽契を結ばれた衢の神が、先づ伊勢に降つて來られたことは、深い理由のあることであつたことがうかがはれる。

古語拾遺

此の御世に、始めて弓矢及び刀を供物として、神祇を祭祀された。更に、神地、神戸をも定められた。又新羅の王子の海檜槍が來朝歸化した。これは今但馬國出石郡に祭られて、大社の資格となつてゐる。
纏向の日代の朝即ち景行天皇の御代になつて、日本武尊をして、東夷を征討しめられた。日本武尊は征途、伊勢へ廻はられて神宮に詣で、倭姫命に御暇乞を申された。其時倭姫命は、草薙劍を日本武尊に授け、誨へ諭されるに「慎んで怠る勿れ」と仰せられた。日本武尊は、東夷を平げてから、尾張國に還つて來られて、宮簀媛を娶られて、そこに滞在遊ばすこと久しく、月を踰えられた。そして、草薙劍を御身から離して姫の宅に捨て置き、徒手空拳、近江の膽山に登

られたが、山中で毒に中つて薨せられた。其の草薙劍は、今尚尾張の國の熱田の神社に在らせられるが、未だ朝廷祭祀の禮典に與つて居られぬ。
磐余の稚櫻の朝即ち神功皇后の御代になつて、住吉大神が顯はれ給うた。此時新羅を征伏され、三韓も始めて我れに朝貢するやうになり、百濟の國王は、眞に其誠款を致し、我國に二心を懷かないやうになつた。

平 絞

輕嶋の豐明の朝即ち應神天皇の御代に、百濟王が、博士王仁を朝貢した。是れは文の首の始祖である。秦公の祖の弓月なる者、百二十縣の民を率ゐて我國に歸化した。漢の直の祖の阿知使主は、十七縣の民を率ゐて本朝に移住して來た。秦漢及び百濟から來た歸化人は、其數、實に萬を以て數ふる程になつた。褒賞に値したのである。其の諸氏は各自自己の氏神の社を有してをつたのだが、尚依然朝廷の公祭に預かつて居ないのである。
後の磐余稚櫻の朝即ち履中天皇の御代に至つては、三韓からの貢物累代絶ゆることが無かつたから、齋藏神庫の傍に、更に内藏を建てて、御物を分ち收めた。さうして、阿知使主と、百濟の博士王仁とをして、其の御物の出納を記録させた。ここに始めて、藏部を定められた。
長谷の朝倉の朝即ち雄略天皇の御代になつて、秦氏の氏人達は、散り散りになり、他の氏族に

隸屬してしまつた。秦の酒公（酒のきみ）は、宮仕へして、天皇の寵遇を蒙つた。故に詔（みことり）されて、當時分散してをつた秦氏の氏人達を召集して、酒公（酒のきみ）に再び隸屬せしめた。で、酒公は百八十種の勝部（かちべ）を率領へて、養蠶機織に由る生産品を貢獻し、これを朝廷の大庭に堆く積み重ねた。そこで、宇豆麻佐（うづま）といふ姓を賜つた（堆積の意である。貢獻する所の絹や綿は如何にも肌さはりが軟である所から秦の字を訓（よ）んで波陀と發音させる様になり、秦氏の奉る所の絹で、神を祭る劍の首を卷いた。今日尙此風が遺つてゐる。是れ實に秦の字をはたと訓ずるいはれ因縁である）。

古 語 拾 遺

此後になつて、諸地方から貢獻する調物は、年々歳々、倉庫に溢ち溢れて來た。そこで更に大藏（おほくら）を立て、蘇我麻智宿禰（そがのあさちのすくね）をして、三藏（いみくら）（齋藏、内藏、大藏）を管理せしめた。秦氏は、其の御物の出納係に、大和、河内の文氏は、其の勘定簿の記録係に任ぜられた。それで、漢氏（あや）に、内藏（うちくら）、大藏といふ姓を賜はつた。秦、漢の二氏を、内藏、大藏の主（かまのつかさ）と藏部に任ずる因縁はここに在る。

小治田（おほりだ）の朝即ち推古天皇の御代になつて、太玉命の末孫なる齋部氏（いみべ）は、次第に衰頹し來て、その血統は細々として縷の如くであつたが、天朝の御惠を以て、廢を興し、絶を繼ぐことが出來て、僅にかたばかり其の職（つかさ）に仕へまつつてをつた。「敍者曰ふ、本書收むる所の原本の儘では意味通ぜ

ず因つて改む」

難波（なみの）の長柄（ながはら）の豊前（みやま）の朝即ち孝徳天皇の御代の白鳳（即ち白雉）四年になつて、小華（こが）の下、諱は齋部（いみべ）首作（おほむね）賀斯（かき）を、神官（かむつかさ）の頭（かみ）に任じ、王族宮内の禮儀、婚姻、卜筮の事を掌らせた。「敍者曰ふ、原本の儘では意味通ぜず、姑く流布本に據つて改む」夏冬二季（なつとふゆ）の御卜（みうら）の祭式が、始めてこの時に起つた。作賀斯（さかき）の後裔は其の職を繼ぐことが出來ないで、その家衰微して以て今に至つた。

平

淨御原（きよみはら）の朝即ち天武天皇の御代になつて、天下の萬姓の階級を改め、分けて八等とした。然し之れはその當時の功績に由つて次第したもので、天孫降臨の昔に於ける功績は、眼中に置かれて居なかつた。其の第二等級の姓は、朝臣（あそみ）であるが、之を大刀と共に中臣氏に賜はり、其の第三等級の姓を宿禰（すくね）と云つたが、之は小刀と共に齋部氏に授與された。其の第四等級を忌寸（いみき）と云つて、秦、漢の二氏及び百濟の文氏等の姓とした（思ふに齋部と共に齋藏（いみくら）の事に預つたので、因つて以て忌寸を姓としたのである。今、大和、河内の文氏が、祓の大刀を獻るのも、蓋し亦この縁である）。大寶年中に至つて、始めて神祇に關して、政府の記録が出來たが、まだ天つ社國つ社の神名帳も十分備はらず、祭祀の禮式も、まだ能く制定されて居なかつた。

敍

天平年中になつて、神名帳を勘（かん）へ造つたが、中臣氏（なかとみ）が權を専らにし、任意に取捨を施した結果、

中臣氏に縁故の有るものは、小社でも皆採録せられ、之れに反して中臣氏は關係の薄いものは、大社でも除外されて仕舞つた。上への奏聞下への施行、共に中臣氏の獨り擅にする所であつた。諸社の神領から上つて來る租税は、總て中臣氏一門の收入となつて仕舞つた。翻つて惟ふに、天孫降臨以來、神武天皇御東征の時など、その扈從の群神の御名は、我が史乘に詳にされてをるので、則ち或は天津御神の嚴命を承はつて、天位を衛護し、或は皇運の隆昌に遇つて、帝國の洪基を大成し奉つた。であるから、功を録して其勞に酬ゆると云ふ段になつては、同一様に祭典にあづからしめなくてはならぬのに、或ものはまだ朝廷の例祭を受けて居らぬのである、是れ實に愚臣廣成も竊に晋人介子推かひしすゐの昔を忍んで遺憾禁ずる能はざる次第である。

ましてや、又草薙の神劍は、天璽あまつしるしである。日本武尊が東夷御征伐から凱旋された年以來、永く止まつて尾張國熱田の神社に奉祀されてをつた。外國の賊兒、竊に之を偷んで遠く其國へ逃れようとしたけれども、不思議にもわが國境を逃れ出ることが出来なかつた。神劍の靈驗あらたかであることはこれで觀ても明瞭である。果して然らば其の奉幣は、他の神社と同様である可きに、事實さうで無く、祭祀を缺いてをると云ふことは、故實に背いた手落の第一と謂はざるを得ない。祖を尊び宗を敬ふと云ふことは、禮教の先とする所である。故に畏も我が御歷代の天皇は、そ

の御位を皇祖皇宗より承けさせられて、御登極遊ばされる時は、遍く祖宗の神靈及び天神地祇を御祭り遊ばされるのである。果して然らば天照大神は、惟祖これぞ惟宗、尊きこと無二なる神様である。其の外の神々は、天照大神からは、子や臣のやうなもので、大神とはまるで較べ物にならない。然るに今、神祇官の班幣は、諸神の後に伊勢の神宮に奉幣する。是れ遺漏不備の甚しきものの第一である。

抑と天照大神の御神鏡は、本と天皇と同殿に在らせられた、で供奉の儀も、神皇一體であつた。高天原以來中臣齋部二氏相共に日神を祭禱し、猿女さるめの祖も亦神の怒りを解いたことは周知の事實である。であるから此の三氏の職は、相離れてはならないものである。然るに、今、伊勢の宮司には、獨り中臣氏だけが任ぜられて、齋部、猿女の二氏は與らない、是れ又故實に反して遺憾とす可きことの第三である。

凡そ、神様や天皇の御殿を造り奉るには、神代の職制に依る可きであることは勿論である。齋部の長官は、御木、龜香二郷の齋部の部民を率ゐて、齋斧いはひのや齋鉏いはひすきを使って用材を採掘伐截し、而て後ち工人が手を下して造り畢へてから、齋部が殿祭及び門祭かどまつりを執行し、それが終つてから、神と帝とがそこに御座遊ばさる可きであるのに、伊勢神宮及び大嘗祭の由紀主基ゆきすきの宮を造るに、

何れも齋部を預らしめないのは、違例の第四である。

又殿祭、門祭は、元を質せば、齋部氏の祖神太玉命が掌つて居られたものであるから、當然齋部氏の職權に屬してをるのである。然るに後ち中臣と齋部と共に神祇官の職に任ぜられて、一緒に仕へ奉つてをつたから、宮内省の奏詞に「御殿祭に仕へ奉らんとして、中臣及び齋部共に御門に伺候す」と、申し上げてをつた。然るに寶龜年中になつてから、初めて宮内少輔從五位下中臣朝臣常が、恣に奏詞を改作し「中臣は齋部を率ゐて、御門に伺候す」と奏上した。之れが恆例となつて、當事者も因循今にまだ改めて居ない。是れ亦故實に違つた違例の第五である。

拾

又、神代から肇まつて、中臣、齋部兩氏が朝廷の神事に仕へ奉るに、何等の等差も無かつた。

遺

然るに中頃變つて、權勢は中臣一門に移つて仕舞つた。齋宮寮の主神司としては、中臣、齋部は、元は同じく七位の官であつた。然るに、延暦の初、朝原の内親王が、齋宮となられたとき、殊に齋部を降して八位の官としたが、今にその儘で、まだ昔に復されて居ない、是れ故實に違つた遺漏の甚しきものの第六である。

凡そ、幣を諸神に班つには、中臣、齋部が、共に其の事に與かつてをつた。然るに今、大宰府の主神司に、獨り中臣氏を任じて、齋部氏を任ぜざるのも、是れ亦遺漏の第七に數ふ可きである。

諸國の大社にも、亦、中臣氏を任じて、齋部氏をあづからしめない。是れ實に遺漏の第八である。

凡そ鎮魂の儀式は、天鈿女命の故事から出たものであるから、御巫の職には、その舊氏を任じなければならぬ。然るに、今、その選任には他氏でも、御構ひなしである。是れ故實に背き違例とす可きものの第九である。

平

凡そ、大幣を造るには、亦、神代の職制に依つて、齋部の長官が、此方面の關係諸氏を率ゐて、先例に准つて造り備ふ可きである。故に神祇官の神部には、中臣、齋部、猿女、鏡作、玉作、盾作、神服、倭文、麻績などの諸氏が居なくてはならぬ。然るに、今は、唯中臣及び齋部等の二三氏のみその職に任ぜらるるだけで、自餘の諸氏は考選に與づかつて居ない。神裔は散りうせて、其の末孫は將に絶えんとしてをる、是れ遺漏の甚しき事で、違例の第十である。

敍

又、勝寶九年左辨官の口宣に「今より以後、伊勢の大神宮の幣帛の使は、専ら中臣を用ゐて、他姓を用ふること勿れ」と、有つた、此口宣は實際行はれなかつたが、今尙公文例に載つてゐて、削除を見ない。是れ又遺漏の第十一である。

太古神代の時分に、大地主神が、田を作られた日に、牛の肉を部下の百姓に食せられた。折

柄、御歳神の子が其の田に来て、自分に奉られた饗應をも汚穢として却て唾を吐きかけて還つて仕舞つた。そして其の様子を父神に報告した。そこで御歳神が、怒られて蝗を其の田に放たれたから、稲苗の葉は、忽ち枯れ損じて、篠竹のやうになつた。仍て、大地主神は、片巫かたかんなぎ（志止々鳥）ひちかんなぎ（今俗に、竈輪米占）をして、どうしたわけであるかを占はせた所「御歳神が祟をなさつたのであるから、白猪、白馬、白鶏を獻つて、其の神怒を解くがよい」と云ふことであつた。此教通りに、御歳神に、謝罪した。すると御歳神は答へて云はれるに「こは實に吾が意である、宜く麻柄あさからで拵かせぎを作つて、蝗いなむしを拵かせぎ落し、さうして其の麻の葉で掃はらひ、天押草あまのおしぐさで押し出し、烏扇くわで煽あふぎ出すがよい。若し、このやうにして、尙出きらないならば、宜く牛肉を溝の口に置き、尙男ぼんがた莖形ほぎがたの一物を作つて、加へ立てよ（是れ其の神の心をまじなひ、和なごめる所以である）薏子ぎんたま、蜀椒なるとし、吳桃くわみの葉、及び鹽とを、其の畔あぜにばらまき置けよ」と、それで、其の教に従つたので、苗の葉は復茂り、米穀は豊稔であつた。是れ今でも神祇官が、白猪、白馬、白鶏を供進して、御歳神を祭る事のいはれ因縁である。

以上記した所の神代の事柄は、支那の盤古ばんこ氏の昔物語に、類してをつて、今日の人には信じ難い點もあらうが、是れ全く夏蟲の冬の氷を疑ふの類で、思はざるの甚しきものである。蓋し我が

國家の神物靈蹤今尙現に存し、事に觸れて其の效驗が見えてをる。決して虚誕とは云へない。但し、今日迄の所、御代は尙素朴であつて、禮樂未明かならず、事を制し法を垂れるのに、まだ遺漏が澤山あつた。然るに今、聖運始めて啓けて、御稜威は八洲に輝き、新なる御世の、徳化は四海にゆき亘り、昔の卑俗を刷新し、糝政ひせい改新の機運に際會してをる。時代の宜に應じて制度を施き、萬代の英風を傳へられんと欲し、廢を興し絶を繼ぎ、千歳の闕典を補はれんとする昭代に於て、神祇祭祀の典禮を制定せられずんば、恐く嗤を後昆に遺さん、そは尙今人が、古人の缺陷に慊らざると同様に、後の世をして亦今の代の施設に多くの不滿を抱かしめるに至るであらう。卑臣廣成は、老衰して、其齡、最早や八十の坂を逾えてをるも、愚尙懷舊の情、且暮止む能はざるものがある。若し一朝このままで忽然死去するやうな事でもあれば、恨を地下に吞む悲哀を遺すであらう。世間の巷談途説にも、尙取るべき所があり、凡衆の意見にも尙棄て難い所があることは看過す可からざる點で有る。以上、幸に聖帝の御下問を辱うして、我が家の口碑尙將來に失墜せざらんことに深く感激する次第である。仰ぎ冀くば、斯の文の高く天闈に達して、曲つづみに乙夜の觀覽に供せられんことを。

大同二年二月十三日

平敍古語拾遺 終

三

前田家所藏亮順本

古語拾遺本文

古語拾遺一卷

本

從五位下齋部宿禰廣成撰

文

蓋聞、上古之世、未有文字。貴賤、老少、口々、相傳。前言、往行、存而不忘。書契以來、
 不^{ヨクセ}好^{スル}談^{コト}。古^{コト}。浮花競興、還^テ味^{アサケル}。舊^{ウイニシテ}老^ヲ。遂^ツ使^{イニシテ}下^ヲ人^ヲ歷^セ世^ヲ而^ラ彌^ニ新^ニ。事^ヲ遂^ニ代^ニ而^テ變^レ改^ム。顧^テ問^ニ故^ノ實^ヲ、靡^レ識^ス。
 根源。國史、家牒、雖^レ載^ル其^ノ由^ヲ、略^シ一^ニ二^ニ委^ニ曲^ニ。猶^レ有^ル所^レ遺^ル。愚^ハ臣^ハ不^レ言^ハ、恐^ハ絶^テ無^レ傳^ル。幸^ニ。
 蒙^テ召^ラ問^ニ欲^ク。蓄^ク憤^ヲ。故^ニ錄^シ舊^ノ說^ヲ。敢^テ以^テ上^ニ聞^ク云^ル爾^{ナリ}。
 一^ク聞^ク夫^ヲ、開^ク闢^ノ之^ノ初^ニ。伊^ハ弅^ノ諾^ヲ、伊^ハ契^ノ母^ヲ。二^ニ神^ヲ、共^ニ爲^ス。夫^ノ婦^ノ。生^ク大^ニ八^ノ洲^ヲ國^ヲ、及^テ山^ノ川^ノ草^ノ木^ノ。次^ニ。
 生^ク日^ノ神^ヲ、月^ノ神^ヲ。最^ニ後^ニ、生^ク素^ノ戔^ノ鳴^ノ尊^ヲ。而^テ素^ノ戔^ノ鳴^ノ神^ヲ、常^ニ以^テ哭^ク泣^ク爲^シ行^ク。故^ニ令^ク人^ノ民^ヲ天^ノ折^ル、青^ノ山^ヲ、
 變^レ枯^ク。因^テ斯^ノ父^ノ母^ヲ、二^ニ神^ヲ、勅^ク曰^ク、汝^ハ甚^ク無^ク道^{ナシ}。宜^ニ早^ニ退^ク去^ク於^テ根^ノ國^ニ矣^{ナリ}。又^テ天^ノ地^ヲ、剖^ク判^ク之^ノ初^ニ、
 天^ノ中^ニ所^レ生^ク之^ノ神^ヲ、名^ク曰^ク天^ノ御^ノ中^ノ主^ノ神^ヲ。其^ノ子^ヲ、有^ク三^ノ男^ヲ。一^ニ長^ノ男^ヲ、高^ノ皇^ノ產^ノ靈^ノ神^ヲ。古^ノ語^ニ、多^ク賀^ク美^ク武^ク。
 須^ク比^ク是^ノ爲^ス。爲^ス。蟲^ノ親^ノ。

神后彌伎尊。即伴佐伯等祖也。

次津速産靈神。天兒屋命、中臣朝臣等祖也。此神子、ニカミスヒノ、其高皇産靈神、所生之女、名曰天孫。又男名曰天太玉命、太玉命所率。

千々姫命、天祖天孫、其男、名曰天忍日命、大伴宿禰也。又男名曰天太玉命、太玉命所率。天目一箇命、

神名、曰天日鷲命、阿波國志。手置帆負命、紀伊國志。産狭知命、紀伊國志。櫛明玉命、出雲國志。天目一箇命、

素戔嗚神、欲三奉日神、天照、昇天之時、櫛明玉命、奉迎獻以瑞八坂瓊之。是以天照大神、

曲玉一素戔嗚神、受之轉、奉日神。仍共幼誓即、感其玉、生天祖吾勝尊。是以前天照大神、

育二吾勝尊二特甚鍾愛常懷腋下。稱曰腋子。和可古、是其轉謂也。其後、素戔嗚神、奉爲日神、行、

甚、無狀。種々、凌侮。所謂、毀畔。古語、阿埋溝。古語、美ハナチ。放擲。古語、重播。古語、志クシサシ。判串。古語、久イケハキ、

逆剝、屎戶。如此、天罪者、素戔嗚神、當日神、種々、逆剝。生駒以投室内、此天罪者、全臣臣或、此已。靈、之、起於神代也。詞、

于時、天照大神、赫怒入于天石窟、閉盤戶而幽居焉。爾巧、六合常闇晝夜不分。群神、愁

迷手足、罔措。凡厥庶事、燎燭而辨。高皇産靈神、會八十萬神於天八湍河原。議三奉謝

之方。爰思兼神、深思、遠慮。議曰、宜令太玉神率諸部神造和幣。仍令石凝姥神。天照大神之子

取天香山銅以鑄日像之鏡。令長白羽神。伊勢國麻績祖。今俗、衣種麻以爲青和幣。古語、爾、令天日鷲神、

以木綿以津作見神穀木種殖之以作白和幣。是木棉也。已上、令天羽槌神。神一織文布。

令天羽機姬神織神衣。所謂、和衣。古語、爾、令櫛明玉神作八坂瓊五百箇御統玉。令手置帆負、

彦狹知二神以天御量。大小斧、雜。伐大峽小峽、之材、而造瑞殿。古語、爾、兼。作御笠及矛盾。

令天目一箇神作中雜刀斧及鐵鐸。古語、其物、既備。天香山之五百箇眞賢木。古語、佐爾居、而上

枝懸玉、中枝懸鏡、下枝懸青和幣、白和幣。令太玉命捧持。稱讚亦、令天兒屋命相副。

祈禱。又令天鈿女命。古語、天乃於須女、其神、強、悍、困。以莫辟葛爲。以蘿葛爲二手經。

此可氣。以二竹葉、飲憩木葉爲二手草。久佐手、持着鐸之矛。而於三石窟戶前。覆誓槽。約誓之靈。

擧庭燎作俳優相與、歌舞。於是、從思兼神議。令石凝姥神鑄日像鏡。初度、所禱、

少不合意。是、紀伊國。日、前神也。

次度、所鑄其狀、美麗。是伊勢。備、既畢具、如所謀。爾乃、太玉命、以廣厚稱詞。啓曰、吾

之所捧、寶鏡、明麗恰、如二汝命。乞、開戶而御覽焉。仍太玉命、天兒屋命、共致其祈禱焉。

之所捧、寶鏡、明麗恰、如二汝命。乞、開戶而御覽焉。仍太玉命、天兒屋命、共致其祈禱焉。

之所捧、寶鏡、明麗恰、如二汝命。乞、開戶而御覽焉。仍太玉命、天兒屋命、共致其祈禱焉。

之所捧、寶鏡、明麗恰、如二汝命。乞、開戶而御覽焉。仍太玉命、天兒屋命、共致其祈禱焉。

之所捧、寶鏡、明麗恰、如二汝命。乞、開戶而御覽焉。仍太玉命、天兒屋命、共致其祈禱焉。

之所捧、寶鏡、明麗恰、如二汝命。乞、開戶而御覽焉。仍太玉命、天兒屋命、共致其祈禱焉。

之所捧、寶鏡、明麗恰、如二汝命。乞、開戶而御覽焉。仍太玉命、天兒屋命、共致其祈禱焉。

于時、天照大神、中心獨、謂、比、吾、幽居天下、悉、闔、群神、何由如、此之歌樂、聊、開、戶而窺、
 之爰、令、天手力雄神、引、啓、其扉、遷、二座、親、殿、(新殿)則、天兒屋命、太玉命、以、二日御綱、
 命、櫛盤間戶命、二神、守、衛、殿門、
 舞相與稱曰、阿波禮言也阿那於茂志呂、
 飲、其葉之調也、爾乃、二神、俱請白、勿復還幸、仍、歸、罪過於素戔嗚神、而科之以、千座置戶、
 拔、首髮及手足爪、以贖之、仍解、除其罪、遂、降、焉、素戔嗚神、自、天而降、到於出雲國簸之川上、
 以、天十握劍、
 貴神、(古語)於保、遂就、於根國、矣、大己貴神、
 其戮、力、一、心、經、營、天下、爲、蒼生、畜產、定、療、病、之方、又爲、攘、鳥獸、昆蟲、之災、定、禁、厭、之法、
 百姓、至、今、咸、蒙、恩、顧、一、神、皆、有、二、効、驗、也、天祖、吾、勝、尊、納、高、皇、產、靈、神、之、女、拷、播、千、々、姬、命、二、生、
 乃、獻、上、於、天、神、也、然後、素戔嗚神、娶、二、國、神、女、一、生、大、己、
 以爲、名、倭、武、尊、(九三)東、征、之、年、到、(九四)相、模、國、
 遇、野、火、難、(九四)以、此、劍、難、草、(九五)更、名、草、薙、劍、
 斬、入、岐、大、地、其、尾、中、得、一、靈、劍、其、名、天、叢、雲、
 與、小、彥、名、神、
 高、皇、產、靈、神、之、
 高、皇、產、靈、神、之、
 高、皇、產、靈、神、之、

天津彥尊、一號曰、二皇孫命、
 豐、葦、原、中、國、主、仍、遣、二、經、津、主、神、
 於是、大己貴神、及、其子、事、代、主、神、並、皆、奉、避、仍、以、二、平、國、
 卒、有、治、功、天孫、若、用、此、矛、治、國、者、必、常、平、安、今、我、將、
 是、二、神、誅、伏、諸、不、順、鬼、神、等、果、以、復、命、于、時、天祖、天照大神、高皇產靈尊、乃、相、語、
 曰、夫、葦、原、瑞、德、國、者、吾、子、孫、可、玉、之、地、皇孫、就、而、治、焉、實、祚、之、隆、當、與、二、天、壤、元、窮、
 矣、即、以、二、八、咫、鏡、及、雜、草、劍、二、種、神、寶、授、賜、皇、孫、永、爲、二、天、
 即、勅、曰、吾、兒、視、此、寶、鏡、當、猶、視、吾、可、與、同、床、共、殿、以、爲、中、齋、鏡、仍、以、二、天、兒、
 屋、命、太、玉、命、天、鈿、女、命、使、二、配、侍、焉、因、又、勅、曰、吾、則、起、二、樹、天、津、神、籬、
 津、磐、境、當、爲、二、吾、孫、奉、齋、矣、汝、天、兒、屋、命、太、玉、命、二、神、宜、持、二、天、津、神、籬、
 中、國、亦、爲、二、吾、孫、奉、齋、焉、惟、爾、二、神、共、侍、二、殿、內、能、爲、二、防、護、宜、以、二、吾、高、天、原、所、御、齋、
 庭、之、德、一、種、也、爾、當、御、中、於、吾、兒、上、矣、宜、太、玉、命、率、二、諸、部、神、一、供、二、奉、其、職、如、二、天、上、儀、

仍令諸神亦、與倍從。復勅大物主神宜領八十萬神。永爲二皇孫奉護焉。仍使大伴遠祖、天忍日命、師來目部遠祖、天穗津大來目帶、仗前驅。既而、且降之間、先驅、還白、有二神居。天八達之衢。其鼻長、七咫、背長、七尺、口尻、明曜。眼如八咫鏡。即遣從神往問其名。八十萬神、皆不能相見。於是、天鈿女命、奉勅而往。乃露其胸乳、杼下裳帶於膝下。而向立咲噓。是時、衢神、問曰、汝何故、爲然耶。天鈿女命、反問曰、天孫所幸之路。居者誰也。衢神、對曰、聞天孫、應降。故、奉迎相待。吾名是、猿田彥大神。時、天鈿女命、復問曰、汝應先行耶。對曰、吾先啓行。天鈿女、復問曰、汝應到何處。將、天孫、應到何處耶。對曰、天孫、當到筑紫、日向高千穗穗觸之峯。吾應到伊勢之狹長田五十鈴川上。因曰、發顯吾二者、汝也。可送吾而致之矣。天鈿女命、還報天孫。降臨果皆、如期。天鈿女命、隨乞侍送焉。天鈿女命者、是猿田君、遠祖。以所、顯神。天孫、是以群神、奉勅。陪從天孫、歷世相承各、供其職。天祖、彥火尊、聘海神之女、豐玉姬命。生彥彥尊。誕育之日、海濱立室。干時、掃守連遠祖、天忍人命、供奉。

古語
胸乳、杼下裳帶於膝下。而向立咲噓。是時、衢神、問曰、汝何故、爲然耶。天鈿女命、反問曰、天孫所幸之路。居者誰也。衢神、對曰、聞天孫、應降。故、奉迎相待。吾名是、猿田彥大神。時、天鈿女命、復問曰、汝應先行耶。對曰、吾先啓行。天鈿女、復問曰、汝應到何處。將、天孫、應到何處耶。對曰、天孫、當到筑紫、日向高千穗穗觸之峯。吾應到伊勢之狹長田五十鈴川上。因曰、發顯吾二者、汝也。可送吾而致之矣。天鈿女命、還報天孫。降臨果皆、如期。天鈿女命、隨乞侍送焉。天鈿女命者、是猿田君、遠祖。以所、顯神。天孫、是以群神、奉勅。陪從天孫、歷世相承各、供其職。天祖、彥火尊、聘海神之女、豐玉姬命。生彥彥尊。誕育之日、海濱立室。干時、掃守連遠祖、天忍人命、供奉。

陪侍。作箒掃蟹。仍掌鋪設。遂以爲職。號曰蟹守。今、俗、謂之借守。逮于神武天皇東征之年。大伴氏遠祖、日臣命、督將元戎、剪除兇渠。佐命之勳、无有比肩。物部氏遠祖、饒日命、殺舅師衆歸。數官軍。忠誠之効、殊蒙褒寵。大和氏遠祖、椎根津彥者、迎引皇舟。表績香山之巔。賀茂縣主遠祖、八咫鳥者、奉導震駕。顯瑞菟田之徑。妖氣、既清。無復風塵。達都橿原。經二營。帝宅。仍、令富命之孫也。率手置帆負、彥狹知、二神之孫。以齋斧、齋鉏。始探山材。構立正殿。所謂、底都磐振宮柱布都之季立高天乃原。轉風、高之利、排皇孫命乃美豆乃御殿乎。造奉仕也。故、其裔、今在紀伊國名草郡、御木鹿香二鄉。古語、正殿、探材、齋部所居、謂之御木造殿、齋部所居、謂之鹿香。是其證也。又、令天富命一率齋部諸氏。作二種種神寶。鏡、玉、矛、盾、木綿、麻等。楡明玉命之孫、造御利玉。古語、美保伎、其裔、今、在出雲國。每年與調物、共貢進其玉。天日鷲命之孫、造木綿、及、麻、并織布。古語、阿仍令天富命一率日鷲命之孫。求肥饒地。遣阿波國殖穀、麻種。其裔、今在彼國。當大嘗之年。貢末綿、鹿布、及、種々物。所以、郡名爲麻殖之緣也。天富命、更求沃壤。二分

阿波齋部一率 往 東土一播殖麻穀一好麻所生、故謂之總國。穀木所生、故謂之結城郡。古語、麻謂之總、合爲。阿波忌部所居、便、名安房郡一國是也。天富命、即、於其地立太玉命社。今謂之安房社。故其神戶、有二齋部氏。又手置帆負命之孫、造一矛竿。其裔、今分在讚岐國。每年、調庸之外、貢二百竿。是、其事等證也。爰仰從 皇天二祖之謂一達樹神籬。所謂、高皇產靈神、產靈、魂留產靈、生靈靈、足產靈、大宮寶神、事代主神、御膳神、已上、今、御巫、櫛磐間戶神、豐磐間戶神、已上、今、御巫、生嶋、座所、大宮地之靈、今、坐摩、日臣命、師來目部二衛護宮門一掌二其 開闔。饒速日命、師內物部一造一楯矛。其物、既備。令天富命、率諸齋部一捧持天靈鏡劍一奉安正殿。并懸瓊玉、陳其弊物。殿祭祝詞 其(二五)祝詞文、次祭二宮門 在於別卷。然後、物部、乃、立矛盾。大伴、來目、達開門令朝四方之國。以觀二天位之貴當此之時一帝之與神、其際、未遠。同殿、共床。以此爲常。故神物、官物、亦、未分別。宮內立藏。號曰齋藏。令齋部氏一永、任其職。又令天富命一率供作諸民一造一作大幣一訖。令天種子命一命之孫解除天罪國罪事所謂、天罪者、上既說訖。

國罪者、國中人民所犯之其事。具、在中臣禮詞。爾乃、立靈疇於鳥見山中。天富命、陳幣。祝詞、禮祀。皇天、編秩群望、以答二神。祇之恩焉。是以中臣、齋部、二氏、俱掌二祠祀之職。猿女君氏、供二神樂之事。自餘諸氏、各、有二其職也。至于磯城瑞垣、朝漸畏二神威、同殿、不安。故更、令齋部氏一率二石凝姥神裔、天目一箇神裔、二氏一更鑄鏡、造劍以爲二護、御靈一是命、踐祚天之日、所獻、神靈、鏡劍也。仍就於倭笠縫邑一殊、立磯城神籬。奉遷二天照大神、及、草薙劍。令皇女、豐鍬入姬命一奉齋焉。其遷祭之夕、宮人、皆參。祭終夜、宴樂。歌曰、美夜比登能、於保與須我良爾、伊佐登保志、由伎能與呂志茂、於保與須我良爾。今俗、歌曰、美夜比止乃、於保與許許侶茂、比佐止又六年、祭二八十萬群神。仍定天社、國社、及神地、神戶。始令貢二男、彈之調、女手末之調、令神祇之祭、用熊皮、鹿皮、角布等。此緣也。泊乎卷同玉城朝一令皇女、倭姬命一奉齋天照大神。仍隨二再皇孫神教、立其祠於伊勢國五十鈴川上。因興二齋宮一令倭姬命一居焉。如在天上、預、結幽契、禰神一先降、深有以矣。此御世、始以弓矢刀一祭二神祇。更定神地、神戶。又新羅皇子、海檜槍。

來歸。今、在但馬國、出石郡、爲大社也。至於繼向日代朝、令日本武命、征討東夷。仍
 狂道詣伊勢神宮、辭見倭姬命、以章難劍、授日本武命而教曰、慎莫怠也。日本武命、
 既平東虜、還至尾張國、納宮簀姬、淹留踰月。解劍置宅、徒行登膽吹山、中毒
 而薨。其草難劍、今在尾張國、勢田社。未叙禮典也。至於磐余雅耨朝、住吉大神、顯矣。
 征伏新羅三韓、始朝百濟國王、懇致其誠、終無欺貳也。於輕島豐明朝、百濟王、貢博士
 王仁。是、河内文首始祖也。秦公祖、弓月、率百廿縣民、而歸化矣。漢直祖。阿知使
 主、率二十七縣民、來朝焉。秦漢、百濟內附之民、各以爲萬計。足可褒賞。皆有其祠。
 未預幣例也。至後磐余雅耨朝、三韓貢獻、奕世無絕。齋藏之傍、更建內藏。
 分收官物。仍令阿知使主與百濟博士王仁、記其出納。始更定藏部。至於長谷朝倉朝、
 秦氏、分散寄隸他族。秦酒公進仕蒙寵。詔聚秦氏、賜於酒公。仍率領百八十種
 勝部、蠶織、貢。詞苑積庭中。因賜姓宇豆麻佐。廣故改秦字、謂之波陀。仍以秦氏所貢蠶織
 所謂秦ノ根源之緣也。自此而後、諸國貢調、年年盈溢。更立大藏、令蘇我麻智宿禰檢中、按

古語拾遺

本

文

三藏。今秦、漢、二氏爲內藏、大藏、主鑑藏部之緣也。至於小治田朝、太玉之胤、不絕如
 帶。天恩興廢、繼絕。供其職。至于難波長柄豐前朝、白鳳四年、以小花下、齋部
 首、作賀。斯拜神官頭。伯也。令掌叙王族、宮內、禮儀、婚姻、卜筮、事。夏冬二季、
 御卜之式、始起此時。作賀斯之胤、不能繼其職。凌遲襄微以至令。至于淨御原朝、改
 天下百姓而分爲八等。唯、序當年勞不。本天降之績。其二曰朝臣。以賜中
 臣氏。命以大刀。三曰宿禰。以賜齋部氏。命以小刀。其四曰忌寸。以爲秦、漢、二氏、及、百
 濟、文氏等之姓。至大寶年中、初有記。文神祇之簿、猶、無
 明案。望秩之禮、未制其式。至天平年中、勘造神帳。中臣、專權任意、取捨
 有由者、小祀、皆列。無緣者、大社、猶廢。敷奏、施行、當時、獨步。諸社封稅、總入
 一門。起自天降、洎于東征。扈從、群神、名、顯。國史。或承二皇天之
 嚴命。爲寶基之鎮衛。或遇昌運之洪啓。助神器之大造。然則、至於錄切

庸^{ヨウ}須^ス應^{オウ}同、預^ヨ祀典。或^ハ未^レ入^ニ班^レ幣之例。猶^カ、壞^カ介^カ推^イ之恨。況復、草薙神劍者、尤是、天^{アマツ}璽^シ自^{ヨリ}日本武尊^ニ催^メ施^セ之年、留^テ在^ニ尾張熱田社。外賊^ニ偷^ヒ逃^グ、不^レ能^レ出^ル境。神物^{カシタカラ}靈^{イチ}驗^{ケン}、以^テ此^ヲ可^シ觀^ル。然則、奉幣之日可^シ同^ニ致^ス敬^ム。而久代、闕如^シ不^レ脩^ル其祠。所^レ遺一也。

夫、尊^ヒ祖、敬^レ宗、禮教所^レ先。故^ニ聖^ノ皇、登^テ極^ニ受^ケ終^ニ父祖^ノ。類^ニ于上帝^ニ。禮^ニ于六宗^ニ。望^テ于山川^ニ偏^ニ于群神^ニ。然則、天照大神者、惟祖、惟宗、尊無^ニ二日^ニ、自餘諸神者、乃子、乃^ニ臣^ニ。孰能敢^テ抗^ル。而今、神祇官、班幣之日、諸神之後、叙^ニ伊勢神宮^ニ所^レ遺二也。天照大神、本與^レ帝、同^ニ殿^ニ。故、供奉之儀、君神、一躰^ニ始^テ自^ニ天上^ニ中臣、齋部二氏、相副奉^レ禱^ニ日神。猿女之祖、亦解^ニ神怒^ニ。然則、三氏之職、不^レ可^ニ相離^ニ。而今、伊勢宮司獨^ニ任^ニ中臣氏^ニ不^レ預^ニ齋部氏^ニ遺三也。

凡、奉^レ造神殿^ニ帝^ノ殿^ノ者、皆須^テ依^ル神代之職^ニ齋部官、率^テ御木、鹿香^ニ二鄉^ニ齋部^ニ二伐^ニ以^テ齋^ニ斧^ニ堀^ニ以^テ齋鋤^ニ然後、工夫、下^レ手造畢之後、齋部、殿祭、及、門祭^ニ詔^ニ巧^ニ所^レ御坐^ニ而造^ニ伊勢宮^ニ及、大嘗由紀、主基宮、皆、不^レ預^ニ齋部^ニ所^レ遺四也。

又殿祭、門祭者、元、太玉命供奉之儀、齋部氏之所^レ職也。雖然、中臣、齋部、共任^ニ神祇官^ニ相副^ニ供奉。故宮内省奏^ニ詞^ニ備^ニ將^レ供^ニ奉^ニ御殿祭^ニ而中臣、齋部、候^ニ御門^ニ至于寶龜年中^ニ初^ニ、宮内少輔、從五位下、中臣朝臣常、恣^ニ改奏^ニ詞云、中臣、率^ニ齋部^ニ候^ニ御門^ニ者^ニ彼省、罔^レ循^ル永、爲^ニ彼例^ニ于^レ今、未^レ改、所^レ遺五也。

肇^シ自^ニ神代^ニ中臣、齋部、供^ニ奉^ニ神事^ニ無^レ有^ニ差降^ニ中間、以來、權^ニ移^ニ一^ニ氏^ニ齋宮寮主^ニ神司、中臣、齋部者、元、同^ニ七位^ニ官^ニ而延曆初、朝原内親王奉^レ齋之日。孫降^ニ齋部^ニ爲^ニ八位^ニ官^ニ于^レ今、未^レ復^ル所^レ遺六也。

凡奉^ニ幣^ニ諸神^ニ者、中臣、齋部、共預^ニ其事^ニ而今、大宰主神司、獨^ニ任^ニ中臣^ニ不^レ預^ニ齋部^ニ所^レ遺七也。

諸國大社、亦、任^ニ中臣^ニ不^レ預^ニ齋部^ニ所^レ遺八也。

凡、鎮魂之儀者、天鈿女命之遺跡。然則、御巫之職、應^ニ任^ニ舊氏^ニ而今、所^レ選^ニ不^レ論^ニ他氏^ニ所^レ遺九也。

凡、造^{ツフル}太幣^{オホミテクラ}者、亦、須^ハ依^{カシ}神代之職^{カシ}。齋部之官、奉^{ヒキキテ}供作^{ツカウマツル}諸氏准例^{ノノアトサ}。造備^{ツクルコト}。然則、神祇^{カシツカサノ}官神部、可有^ニ中臣、齋部猿女、鏡作、玉作、盾作、神服、倭文、麻績等氏。而今、唯、有中^ニ臣、齋部、等^ニ三氏^ニ自餘、諸氏、不^レ預^シ考選^シ。神裔^{カシノコ}亡散^{チリウセテ}其葉、將^レ絶所^ニ遺十也^ニ。

又、勝寶九歲、左辨官、口宣、自^レ今以後、伊勢大神宮幣帛使、專^ニ用^ニ中臣^ニ勿^レ差^ニ他姓^ニ者、其事、雖^レ不^レ行、猶^レ所^レ載^ニ官例^ニ未^レ見^ニ刊^ニ除^ニ所^レ遺^ニ十一也^ニ。

古

一昔在、神代、大地主神、營^{ツクル}田之日、以^テ年^ノ食^ニ田人^ノ于^レ時、御歲神之子、至於^ニ其田^ニ。

拾

睡^{ツハキハキカケテ}饗^{クヒモノ}而還^{リテ}以^テ狀告^レ父。御歲神、發^テ怒^ヲ以^テ蝗放^ニ其田^ニ。苗葉、忽^ニ枯損^ニ似^ニ籬竹^ニ。於是、大地主神、令^ク片^ノ巫^ノ女^ノ馬^ノ占^ニ其由^ニ御藏神、爲^レ崇^ヲ。宜^ニ下^ニ獻^ニ白猪、白馬、白鷄、以^テ解^ニ其怒^ニ。

遺

依^テ教奉^レ謝^ニ御歲神^ニ答曰、實吾意也。宜^ニ以^ニ麻柄^ニ作^レ持^レ之。乃^ニ以^ニ其葉^ニ掃^レ之、以^テ天^ノ押草^ニ押^レ之、以^テ鳥^ノ扇^ニ阿^ニ不^レ氣、若^ク如此、不^レ出^レ去^レ者、宜^ニ以^ニ牛^ノ穴^ニ置^レ溝^ノ口^ニ作^レ男^ノ莖^ノ形^ニ以^テ加^レ之。其心也。

以^テ意^ヲ子^ヲ、蜀椒、吳桃葉、及、鹽^ヲ一^ニ班^ニ置^レ其畔^ニ。仍^レ從^ニ其教^ニ、苗葉、復^テ茂^レ、年^ノ穀^ノ、豐^ニ稔^ニ。是今神祇官、以^ニ白猪、白馬、白鷄^ニ祭^ニ御歲神^ニ之緣^ニ也。

文

前件神代之事、說^{トクニ}似^レ磬^ノ凝^ノ冰^ノ之意^ニ。取^レ信^ヲ、寔^ニ難^シ。雖然、我國家神物、靈蹤、今皆見存。觸^レ事有^レ効^ヲ。不^レ可^レ謂^レ虛^{ナリト}。但、中古、尙^レ朴^{ナカコ}。禮樂、未^レ明^シ。制^リ事垂^レ法遺漏^ク多^ク矣。方^ノ宇^ノ、聖^ノ運、初^ニ啓^ニ照^ニ堯^ノ暉^ヲ於^ニ八洲^ニ、寶曆惟新、蕩^ニ舜^ノ波^ヲ於^ニ四海^ニ。易^ニ鄙^ノ俗^ヲ於^ニ往代^ニ、改^ニ秕^ノ政^ヲ於^ニ當年^ニ。隨^レ時垂^レ制。流^ニ萬^ノ葉^ノ之^ニ英^ノ風^ヲ、興^レ廢^ヲ、繼^レ絶^ヲ。補^ニ千^ノ載^ノ之^ニ闕^ノ典^ヲ。若^ク、當^ニ此^ノ造^レ式^ノ之^ニ年^ニ不^レ制^ニ彼^ノ望^ノ秩^ノ之^ニ禮^ニ、竊^ニ恐^ニ後^ノ之^ニ見^レ今^ニ、猶^ニ今^ノ之^ニ見^レ古^ニ矣。愚臣廣成、朽邁之齡、既^ニ逾^ニ八^ノ十^ノ犬^ノ馬^ノ之^ニ戀^ニ、且^レ暮^ノ彌^ニ切^ニ。

忽然遷^ニ化^ニ、含^レ恨^ヲ地^ノ下^ニ。街巷之談、猶^レ有^レ可^レ取^レ、庸夫之思、不^レ易^ニ徒^ニ棄^ニ。幸^ニ遇^ニ求^レ訪^レ之^ニ。休^ニ運^ニ深^ニ歡^ニ、口^ノ實^ノ之^ニ不^レ墜^ニ。庶^ニ斯^ノ文^ノ之^ニ高^ニ達^ニ。被^ニ天^ノ鑒^ノ之^ニ典^ノ照^ニ焉。

大銅二年二月十三日

師傳云 平城天皇御宇大銅元年齋部廣成奉勅撰古語拾遺云々

元弘四年三月廿六日於金澤稱名寺書寫并交點畢

四 前田家所藏亮順、無貳、瀨允三本文字異同攷

(本攻中、瀨本ハ無貳本ノ略。無本ハ無貳本ノ略)

- (一) 遂ツイニ 瀨本作「遂ツイ」
- (二) 蒙チ 無本同作「蒙チ」
- (三) 母 瀨本作「冉」
- (四) 大八洲國オホヤシマノクニノツチ 瀨本作「大八洲國」
- (五) 行シワサ 瀨本作「行ミワサ」
- (六) 退カシ去於 瀨本作「退カシ去於サリ」
- (七) 又 無本無
- (八) 所生アルマス 瀨本作「所生アリマス」。天アマノ 瀨本作「天アマ」
- (九) 男ヲノココ 瀨本作「男ヲノココ」。神 瀨本作「神ミクマ」
- (一〇) 天兒 瀨本作「天兒」
- (一一) 等 瀨本同作「等」 神產靈 瀨本作「神產靈カシムスヒ」 神、所生 瀨本作「神所生」
- (一二) 其男イノコ 無本作「其男イノコ」
- (一三) 天太玉命アマノフトクマト、無本作「天太玉フトト」
- (一四) 手置帆負命タケオキオホヒ、無本作「手置帆オキオホ」
- (一五) 櫛明玉クシアカルタマ 無本作「櫛明アカル」
- (一六) 一箇ヒトツ、瀨本作「一箇ヒトツ」

- (一七) 受ウケ之轉奉ホウ二日神ニヒノカミ 瀨本作「受ウケ之ノ」
- 轉、奉ホウ二日神ニヒノカミ
- (一八) 大神オホカミ、育ヤシナフテ 瀨本作「大神育オホカミヤシナフテ」
- (一九) 鍾愛メグシトワシテ 瀨本作「鍾愛メグシトワシテ」
- (二〇) 懷イタク 瀨本作「懷イタク」 和可古 瀨本作「和可古ワカコ」
- (二一) 奉オホホシ 瀨本作「奉オホホシ」
- (二二) 行シワサ 瀨本作「行シワサ」
- (二三) 阿波那知 瀨本作「阿波那知アハナチ」
- 古語美會字美 瀨本作「美會字ミケイジ」
- 美
- (二四) 斐波那知 瀨本作「斐波那知ヒバナチ」
- (二五) 志伎麻岐 瀨本作「志伎麻岐シキマキ」
- (二六) 久志佐志 瀨本作「久志佐志ヒササシ」
- (二七) 田判ニテ 瀨本同作「田判ニテ」
- (二八) 新嘗之日ニヒトヘキヨシメス 瀨本作「新嘗ニヒトヘキヨシメス之日ノヒ」
- (二九) 祓此 瀨本作「後詞」
- (三〇) 閑サシ 瀨本作「閑サシ」
- (三一) 議ハカラフ 瀨本作「議ハカラフ」
- (三二) 率ハカラフ 瀨本同作「率ハカラフ」
- (三三) 天 瀨本同作「天」
- (三四) 之ヲ 瀨本同作「之ヲ」
- (三五) 爲ニ青和弊アヲ 瀨本作「爲ニ青和弊アヲ」
- 弊アヲ
- (三六) 作ツクラシム 瀨本「作ツクラシム」無本「作ツクラシム」
- (三七) 二下、瀨本有「物」
- (三八) 碓神 瀨本作「碓神」
- (三九) 祖也 瀨本同作「祖也」

- (四〇) 天棚機姫 瀬本作「天棚機姫」
- (四一) 和衣 瀬本作「和衣」
ニギタケナリ
- (四二) 造 瀬本作「造」
ニギタケナリ
- (四三) 美豆能美阿良可 瀬本作「美。豆。能。美。阿。良。可。」
- (四四) 斧刀 瀬本作「斧刀」
タチ
- (四五) 鐵鐸 瀬本作「鐵鐸」
ホコチ
- (四六) 堀 瀬本作「堀」
ホコシニホコシ
- (四七) 眞賢木 瀬本作「眞賢木」
- (四八) 枝 瀬本作「枝」(以下同)
- (四九) 副 瀬本作「副」
トシ
- (五〇) 須女 瀬本作「須。女。」
- (五一) 爲 瀬本作「爲」
シテカウラフ
- (五二) 比可氣 瀬本作「比。可。氣」
- (五三) 多久佐 瀬本作「多。久。佐。」
- (五四) 覆誓槽 瀬本作「覆。誓。槽」
ウツフセ
- 本無傍訓
- (五五) 約誓字、無本無傍訓
- (五六) 擧 瀬本作「擧」
- (五七) 從 瀬本作「從」
- (五八) 鑄 瀬本作「鑄」
- (五九) 儲備 瀬本作「儲。備」
マウケツナハルコト
- (六〇) 開 瀬本作「開」
キテ
- (六一) 謂 瀬本作「謂」
オモヒクマハク
- (六二) 幽居 瀬本作「幽居」
カクレヨリ
- (六三) 闇 瀬本作「闇」
クラカラム
- (六四) 如此 瀬本作「如此」
アサ、カニ
- (六五) 聊 瀬本作「聊」

- (六六) 引啓 瀬本作「引啓」
カケ
- (六七) 原本親殿、欄下有「新殿」二字、蓋後者訂正
- (六八) 斯利久迷 瀬本作「斯。利。久。迷。」
メクラシテ
- (六九) 懸 瀬本作「懸」
メクラシテ
- (七〇) 令 瀬本作「令」
- (七一) 所生神 瀬本作「所生神」
- (七二) 令 瀬本作「令」
- (七三) 盤 瀬本作「盤」
- (七四) 二神 瀬本作「二神」
フクハシラ
- (七五) 伸 瀬本作「伸」
ノ、テ
- (七六) 阿波禮 瀬本作「阿。波。禮」
- (七七) 阿那於茂志呂 瀬本作「阿。那。於。茂。志。呂」
- (七八) 面明白 瀬本作「面明白」
キナリ
- (七九) 阿那多能志 瀬本作「阿。那。多。能。志。」
- (八〇) 伸 瀬本作「伸」
- (八一) 阿那佐夜憩 瀬本作「阿。那。佐。夜。憩」
- 。夜。憩」
- (八二) 餒 瀬本作「餒」
フケト
- (八三) 爾 瀬本作「爾」
- (八四) 請白 瀬本作「請白」
- (八五) 而科之以 瀬本作「而科以」
テ、リ、ニ、ニ、テ
- (八六) 令 瀬本作「令」
- (八七) 其 瀬本作「其」
- (八八) 神宮 瀬本作「神宮」
- (八九) 言斬蛇 瀬本作「言斬蛇也」
コ、ハ、コ、ハ、コ、ハ

(九〇) 其 瀬本同作「其」
 (九一) 得 瀬本同作「得」
 (九二) 故 瀬本同作「故」
 (九三) 爲名、倭武尊 瀬本同作「爲名、倭武尊」
 (九四) 到 瀬本作「到」
 (九五) 即 瀬本作「帥」
 (九六) 得免 瀬本作「得免」
 (九七) 更名 瀬本作「更名」
 (九八) 「也然後素戔嗚神聚國神」十字無 本欄外補書
 (九九) 古語 瀬本作「古語」
 (一〇〇) 遂 瀬本作「遂」
 (一〇一) 一名 瀬本同作「一名」

(一〇二) 少彦名 瀬本作「少彦名」無 本作「小彦名」
 (一〇三) 遁字據 瀬本及無本二補
 (一〇四) 一レ心 瀬本同作「一レ心」
 (一〇五) 爲 瀬本同作「爲」
 (一〇六) 恩頼 瀬本同作「恩頼」
 (一〇七) 神皆 瀬本作「神皆」
 (一〇八) 産 瀬本作「彦」
 (一〇九) 産 瀬本作「彦」
 (一一〇) 筒 瀬本作「筒」
 (一一一) 連 瀬本作「速」
 (一一二) 平定 瀬本作「平定」
 (一一三) 及 瀬本同作「及」
 (一一四) 並 瀬本同作「並」

(一一五) 國 瀬本同作「國」
 (一一六) 授 瀬本作「授」
 (一一七) 此矛卒 瀬本作「此矛卒」
 (一一八) 平安 瀬本作「平安」
 (一一九) 隱去 瀬本作「隱去」
 (一二〇) 二ノ神 瀬本同作「二ノ神」
 (一二一) 天祖 瀬本作「天祖」
 (一二二) 國者 瀬本同作「國者」
 (一二三) 就而 瀬本作「就而」
 (一二四) 以二八咫 瀬本同作「以二八咫」
 (一二五) 二種神寶授賜 瀬本同作「二種神寶授賜」
 (一二六) 天ノ璽 瀬本同作「天ノ璽」
 (一二七) 神璽 瀬本同作「神璽」

(一二八) 起樹天津神籬 瀬本作「起樹天津神籬」
 (一二九) 奉齋矣 瀬本同作「奉齋矣」
 (一三〇) 降 瀬本同作「降」
 (一三一) 爲二防護 瀬本作「爲二防護」
 (一三二) 高天 瀬本作「高天」
 (一三三) 者據 瀬本補
 (一三四) 率二諸部 瀬本作「率二諸部」
 (一三五) 倍 瀬本作「陪」
 (一三六) 大 瀬本作「大」
 (一三七) 宜領 瀬本同作「宜領」
 (一三八) 師 瀬本同作「師」
 (一三九) 大來目二帶 仗 瀬本作「大來目二帶」

- (一四〇) 帶テ仗ツハモノ 瀨本同作「前驅」サキハラヘシム
- (一四一) 前驅サキハラヘシム 瀨本同作「前驅」
- (一四二) 七ナ 瀨本同作「七」
- (一四三) 釵フス 瀨本作「鈿」
- (一四四) 杼オシクダシ下ニ 瀨本作「杼下」
- (一四五) 杼下而オシクダシニ 瀨本作「杼下而」
- (一四六) 奉ホソシモ 瀨本同作「奉」
- (一四七) 猿サル 瀨本作「猿」
- (一四八) 天孫ニ 瀨本同作「天孫」
- (一四九) 果ツヒニ 瀨本同作「果」
- (一五〇) 命ツヒニ 瀨本同作「命」
- (一五一) 侍マヒナヒ 瀨本作「侍」
- (一五二) 神名ノ 瀨本作「神名」
- (一五三) 君ト 瀨本同作「君」
- (一五四) 緣也ナリ 瀨本作「緣也」
- (一五五) 天孫ニ 瀨本同作「天孫」
- (一五六) 承各ウケツク 瀨本作「承各」
- (一五七) 其ニ 瀨本同作「其」
- (一五八) 媪アイタマヒテ 瀨本同作「媪」
- (一五九) 澱ナキサン 瀨本作「澱」
- (一六〇) 作テ 瀨本同作「作」
- (一六一) 掌ツカサトシ 瀨本作「掌」
- (一六二) 遂以ニテ 瀨本同作「遂以」
- (一六三) 守ト 瀨本同作「守」
- (一六四) 天皇アマスヘラク 瀨本作「天皇」
- (一六五) 督將イクサノカヒト 瀨本作「督將」
- (一六六) 饒日命ニギハヤヒ 瀨本作「饒速日命」

- (一六七) 師ヒキキ 瀨本作「帥」ヒキキテ
- (一六八) 飯敷シタカラ 瀨本作「飯敷」
- (一六九) 大和氏オホヤマトノ 瀨本同作「大和氏」
- (一七〇) 迎引ヒキムケテ 瀨本同作「迎引」
- (一七一) 縣主アカツスシノ 瀨本作「縣主」
- (一七二) 奉導タケアマツリ 瀨本作「奉導」
- (一七三) 晴無ウセテ 瀨本作「晴无」
- (一七四) 達タテ 瀨本作「建」タテ
- (一七五) 富命ヒコサシリ 瀨本作「天富命」
- (一七六) 彦狹知ヒコサシリ 瀨本作「彦狹知」
- (一七七) 齋鉏イハヒスキ 瀨本作「齋鉏」
- (一七八) 採イハヒスキ 瀨本同作「採」
- (一七九) 磐振イハヒスキ 瀨本作「磐根」
- (一八〇) 立タテ 瀨本同作「立」
- (一八一) 鹿香シカノカ 瀨本作「麋香」
- (一八二) 齋イウキ 瀨本作「齋」
- (一八三) 齋部イウキベ 瀨本作「齋部」
- (一八四) 矛盾イウキベ、木綿ウツク 瀨本同作「矛盾、木綿」
- (一八五) 御利玉ミキキ 瀨本作「御利玉」
- (一八六) 與ト 瀨本同作「與」
- (一八七) 令ト 瀨本同作「令」
- (一八八) 率ヒテ 瀨本同作「率」
- (一八九) 麻種アサノ 瀨本同作「麻種」
- (一九〇) 當字アサノ、瀨本、原無ニ補書
- (一九一) 所以スル 瀨本同作「所以」
- (一九二) 爲スル 瀨本同作「爲」
- (一九三) 也スル、字、瀨本原無レ補

(一九四) 更カハル 淵本作「更」
 (一九五) 分カハル 淵本作「分」
 (一九六) 東アツマ 淵本作「東」
 (一九七) 是ナリ 淵本作「是」
 (一九八) 其字、淵本原無補
 (一九九) 地トコロニ 淵本作「地」
 (二〇〇) 部氏ハフホチ 淵本作「部氏」
 (二〇一) 孫ミコト 淵本作「孫」
 (二〇二) 竿ササ 淵本作「竿」
 (二〇三) 等字、淵本原無補
 (二〇四) 從シタカフ 淵本作「從」
 (二〇五) 二祖フタノミヤノ 淵本作「二祖」
 (二〇六) 謂ミコトノリニタテ 達ミコトノリ 淵本作「詔建」
 (二〇七) 魂 淵本作「神」

(二〇八) 坐マシマス 淵本作「坐」無貳本作「坐」
 (二〇九) 臣命帥ヒキサテ 淵本作「臣命帥」
 (二一〇) 帥ヒキサテ 淵本作「帥」
 (二一一) 率ヒキサテ 淵本作「率」
 (二一二) 靈シラシノ 淵本作「靈」
 (二一三) 陳ツラネキ 淵本作「陳」
 (二一四) 祝詞ノトコトハ 淵本作「祝詞」
 (二一五) 其ヒキサテ 淵本作「其」
 (二一六) 別卷ワカセ 淵本作「別卷」
 (二一七) 達タツテ 淵本作「建」
 (二一八) 開ヒナシウシ 淵本作「開」
 (二一九) 同ヒナシウシ 淵本作「同」
 (二二〇) 職シムシ 淵本作「職」
 (二二一) 率ヒキサテ 淵本作「率」

(二二二) 罪者 淵本作「罪者」
 (二二三) 山中ノ 淵本作「山中」
 (二二四) 陳ツラネ 淵本作「陳」
 (二二五) 祝詞ノトコトハヲモテ 淵本作「祝詞」
 (二二六) 群望ニキハフトコロ 淵本作「群望」
 (二二七) 恩ミイツクシ 淵本作「恩」
 (二二八) 是ミイツクシ 淵本作「是」
 (二二九) 至テ 淵本作「至」
 (二三〇) 率ヒキサテ 淵本作「率」
 (二三一) 筒ツツ 淵本作「筒」
 (二三二) 就イタリテ 淵本作「就」
 (二三三) 磯城神籬ヒホロキ 淵本作「磯城神籬」
 (二三四) 遷ヒホロキ 淵本作「遷」
 (二三五) 令テシ 淵本作「令」

(二三六) 參マイル 淵本作「參」
 (二三七) 參マイル 祭 無本作「參祭」
 (二三八) 終夜、宴樂 無本「終夜宴樂」
 (二三九) 調ツキモノ 淵本作「調」
 (二四〇) 祭ツキモノ 淵本作「祭」
 (二四一) 泊ヒカトニ 乎 淵本作「泊乎」
 (二四二) 朝ヒカトニ 淵本作「朝」
 (二四三) 令ヒキサテ 淵本作「令」
 (二四四) 隨マニ 淵本作「隨」
 (二四五) 興タツテ 淵本作「興」
 (二四六) 令タツテ 淵本作「令」
 (二四七) 在マシマシトキ 天上マシマシトキ 淵本作「在天上」
 (二四八) 海檜槍アマヒ 淵本作「海檜槍」
 (二四九) 爲アホコ 淵本作「爲」

- (二五〇) 也至テ 灑本作「也、至ニ」
- (二五一) 朝カトニ 灑本作「朝ニ」
- (二五二) 枉道詣テ 灑本作「枉道 詣ニ」
- (二五三) 授テ 灑本作「授テ」
- (二五四) 解テ 灑本作「解テ」
- (二五五) 置テ 灑本作「置レ」
- (二五六) 行テ 灑本作「行テ」
- (二五七) 薨ニ 灑本作「薨ニ」
- (二五八) 勢 灑本、無本作「勢ニ」
- (二五九) 叙サヘ 灑本作「叙ニ」
- (二六〇) 雅ワカ 灑本作「雅ニ」
- (二六一) 三韓カネクニ 灑本作「三韓ニ」
- (二六二) 文首カネクニ 灑本作「文首ニ」
- (二六三) 公祖オホナ 灑本作「公祖ニ」
- (二六四) 而 灑本作「而テ」
- (二六五) 漢直マダ 灑本作「漢直ニ」
- (二六六) 爲マダ 萬計マダ 足レ 可レ 褒賞カマモノス 灑本作「爲ニ 萬計ニ 足レ 可レ 褒賞ニ」
- (二六七) 有ナス 灑本作「有ニ」
- (二六八) 祠マツリ 灑本作「祠ニ」
- (二六九) 幣マツリ 灑本作「幣ニ」
- (二七〇) 至マナヒ 灑本作「至ニ」
- (二七一) 雅ワカ 灑本作「雅ニ」
- (二七二) 奕カサネ 灑本作「奕ニ」
- (二七三) 令カサネ 灑本作「令ニ」
- (二七四) 至マナヒ 灑本作「至ニ」
- (二七五) 朝カトニ 灑本作「朝ニ」
- (二七六) 公キミ 灑本作「公ニ」

- (二七七) 聚テ 灑本作「聚テ」
- (二七八) 織キヌガサス 灑本作「織ニ」
- (二七九) 宇豆麻佐ウツマノサトイフ 灑本作「宇豆麻佐ニ」
- (二八〇) 陀 灑本作「陀ニ」
- (二八一) 年々ニ 灑本作「年々ニ」
- (二八二) 齋藏イッキ、内ウチ 灑本作「齋藏、内ニ」
- (二八三) 秦氏シ 灑本作「秦氏ニ」
- (二八四) 勘シル 灑本作「勘ニ」
- (二八五) 以テ 灑本作「以テ」
- (二八六) 賜テ 灑本作「賜テ」
- (二八七) 二氏ニ 灑本作「二氏ニ」
- (二八八) 主カキ 灑本作「主ニ」
- (二八九) 鎰ツカサト 灑本作「鎰ニ」
- (二九〇) 至テ 灑本作「至ニ」
- (二九一) 朝カトニ 灑本作「朝ニ」
- (二九二) 繼テ 灑本作「繼ニ」
- (二九三) 小花下フハナモト 灑本作「小花下ニ」
- (二九四) 作ナス 賀イハヒケテマツルコト 斯ハナ花 灑本作「作ニ 賀ニ 斯ニ」
- (二九五) 御ミコト 灑本作「御ニ」
- (二九六) 大刀タカ 灑本作「大刀ニ」
- (二九七) 日ヒ 灑本作「日ニ」
- (二九八) 東西ヤカ 灑本作「東西ニ」
- (二九九) 蓋シ 灑本作「蓋ニ」
- (三〇〇) 至テ 大寶年中ニ 灑本作「至ニ 大寶年中ニ」
- (三〇一) 制ツクラ 灑本作「制ニ」
- (三〇二) 至テ 灑本作「至ニ」
- (三〇三) 敷オハ 灑本作「敷ニ」

(三〇四) 鎮衛マホリト 瀬本同作「鎮衛」マホリト
 (三〇五) 切シツマ 無本作「功」マホリト
 (三〇六) 壞リ 瀬本作「懷」マホリト
 (三〇七) 催イクサニカチカヘリ給シ 施 瀬本作「愷施」マホリト
 (三〇八) 田 瀬本作「田」マホリト
 (三〇九) 此 瀬本作「此」マホリト
 (三一〇) 奉 瀬本作「奉」マホリト
 (三一〇) 極テ 瀬本作「極」マホリト
 (三一〇) 類タクヘテ 瀬本作「類」マホリト
 (三一三) 自コ 瀬本作「自」マホリト
 (三一四) 始テ 瀬本作「始」マホリト
 (三一五) 任メシテ 瀬本作「任」マホリト
 (三一六) 須依ル 無本作「須依」マホリト
 (三一七) 率テ 瀬本作「率」マホリト

(三一八) 齋 瀬本作「齋」マホリト
 (三一九) 工夫イハヒ 瀬本作「工夫」マホリト
 (三二〇) 造リ 瀬本作「造」マホリト
 (三二一) 巧イマシ 瀬本作「乃」マホリト
 (三二二) 御ヲ 瀬本作「御」マホリト
 (三二三) 供奉ミヤマツリ 瀬本作「供奉」マホリト
 (三二四) 將ニ 瀬本作「將」マホリト
 (三二五) 少輔ツカサス、從五ヒロイツク 瀬本作「少輔」マホリト
 (三二六) 率テ 瀬本作「率」マホリト
 (三二七) 者 瀬本作「者」マホリト
 (三二八) 罔ナシ 循シタガフコト 瀬本作「罔」マホリト
 (三二九) 自テ 瀬本作「自」マホリト
 (三三〇) 權イサライ 瀬本作「權」マホリト

(三三一) 奉齋タクマヒシ之日、孫降ニヲトシテ 瀬本作「奉齋之日、殊降」ニヲトシテ
 (三三二) 爲シテ 瀬本作「爲」シテ
 (三三三) 不レ 瀬本、無本作「不」シテ
 (三三四) 巫カンナキ 瀬本作「巫」カンナキ
 (三三五) 論 瀬本作「論」イハ
 (三三六) 率ヒテ 瀬本作「率」ヒテ
 (三三七) 齋部 瀬本作「齋部」ヒテ
 (三三八) 而今 瀬本作「而今」ヒテ
 (三三九) 唯、有テ 瀬本作「唯、有」テ
 (三四〇) 自餘コノホカ 瀬本作「自餘」コノホカ
 (三四一) 神カウフリンセコ 變 瀬本作「神變」カウフリンセコ
 (三四二) 猶 瀬本作「猶」シム
 (三四三) 食シム 瀬本作「食」シム

(三四四) 唾ツハキハキカケ 饗アヒニ 瀬本作「唾饗」ツハキハキカケ
 (三四五) 以テ 瀬本作「以」テ
 (三四六) 發ヲシレ 瀬本作「發」ヲシレ
 (三四七) 以テ 瀬本作「以」テ
 (三四八) 其 瀬本作「其」ニウセテ
 (三四九) 忽枯損ニウセテ 瀬本作「忽枯損」ニウセテ
 (三五〇) 筭シ、瀬本作「篠」シ
 (三五一) 片カクカンナキ 登志止 女馬志止 瀬本作「斤登」カクカンナキ
 (三五二) 藏 瀬本作「藏」志止
 (三五三) 獻ニ 瀬本作「獻」志止
 (三五四) 鷄 瀬本作「鷄」志止
 (三五五) 其 瀬本作「其」志止
 (三五六) 依テ 瀬本作「依」志止
 (三五七) 宜ク以テ 瀬本作「宜以」ク

- (三五八) 作^{カセヒ}持 瀬本作「持」
- (三五九) 以^テ 瀬本作「以」
- (三六〇) 以^テ 瀬本作「以」下、以、字亦同
- (三六一) 阿不氣 瀬本作「阿。不。氣」
- (三六二) 者 瀬本作「者」
- (三六三) 以^テ 瀬本作「以」下、以亦同
- (三六四) 置^テ 瀬本作「置」
- (三六五) 作^テ 瀬本作「作」
- (三六六) 鹽^ヲ 瀬本作「鹽」
- (三六七) 穀、 瀬本作「穀」
- (三六八) 鷄^ヲ 瀬本作「鷄」
- (三六九) 之緣也 瀬本作「之緣也」
- (三七〇) 然^ト 瀬本作「然」
- (三七二) 觸^テ 瀬本作「觸」
- (三七三) 但 瀬本作「但」
- (三七四) 方字 瀬本作「方今」
- (三七五) 運^メ 瀬本作「運」
- (三七六) 隨^テ 瀬本作「隨」
- (三七七) 垂^テ 瀬本作「垂」
- (三七八) 繼^テ 瀬本作「繼」
- (三七九) 當^テ此造^シ式 瀬本同
- (三八〇) 彼^ヲ 瀬本作「彼」
- (三八一) 恐^ハ 瀬本作「恐」
- (三八二) 朽 瀬本作「朽」
- (三八三) 逾^テ八十一 瀬本作「逾^{コエテ}八十二」
- 逾^{コエテ} 無本作「逾」

- (三八四) 忽然^ニ 瀬本作「忽然」
 - (三八五) 遷化^ニ 瀬本作「遷化」
 - (三八六) 遇^ニ 瀬本作「遇」
 - (三八七) 深^ク 瀬本作「深」
 - (三八八) 實^ク 瀬本作「實」
 - (三八九) 達^ト 瀬本作「達」
 - (三九〇) 大銅 無本作「天銅」
 - (三九一) 瀬本、無元弘四年云々跋文、無
- 貳本、有左、跋文一

我願應神慮通佛智者師傳彌無相違自求早須出現遂月隨日類順書記不期出來者也專素懷致丹誠矣

南無日本國中諸神垂跡再拜云々

釋無貳

本者金澤稱名寺長老祕本云々

累日通夜面受臥談有客不語資師相承

五 古語拾遺異本及註釋書目録

一、異本

古語拾遺

(一) 古語拾遺(寫)

保安五年(一二二四)閏二月四日の底本に基づける嘉祿元年(一二二五)二月二十三日卜部兼直寫了の奥書を有するもの(所謂卜部本中現存の最古寫本、京都吉田子爵家所藏)

(二) 古語拾遺(寫)

釋無貳の跋を有するもの、武州金澤稱名寺本

(三) 古語拾遺(寫)

熙允の題名ある武州金澤稱名寺本

(四) 古語拾遺(寫)

元弘四年(一二三四)三月二十六日於金澤稱名寺書寫並交點畢の跋を有し且つ亮順の題名を有するもの(以上三本東京前田侯爵家所藏)、大正十五年(一九二六)前田家は本書を原

異本及註釋書目録

形の儘出版せり

(五) 古語拾遺(刊)

嘉祿元年(一二二五)二月二十三日より文明元年(一四六九)六月二十七日に至る多くの奥書を有する寫本に基づくもの(所謂卜部本)

(六) 古語拾遺(寫)

同上本にして更に文明九年(一四七七)正月十二日及び永正十一年(一五一四)三月十九日の奥書を有する寫本に基づくもの

(七) 古語拾遺(寫)

曆仁元年(一二三八)八月十一日及び弘化四年(一八四七)四月の奥書を有する寫本に基づくもの(所謂法隆寺本又は曆仁本)

(八) 古語拾遺(寫)

應永年間(一三九四—一四二七)のもの(神道叢書所載)

(九) 古語拾遺(寫)

明應年間(一四九二—一五〇〇)徳川義直舊藏(神道叢書所載)

(一〇) 古語拾遺(寫)

文明十九年? (一四八七) 二月上旬書寫同五月二十五日下部兼致朱墨兩課點の文字及同六月十一日の首書あるもの(東京吉田子爵家所藏)本書は(1)の寫本にして之れに如上の奥書を加へしもの

(一一) 古語拾遺(寫)

天文三年(一五三四)八月二十五日の奥書を有する寫本に基づくもの(所謂天文本)

(一二) 定本古語拾遺(刊)

前書に基づける木野戸勝隆の訂正本、明治十八年(一八八五)出版

(一三) 古語拾遺(寫)

正保三年(一六四六)正月卜部兼里及び卜部(萩原)兼從校合の奥書を有するもの

(一四) 古語拾遺(寫)

慶安元年(一六四八)十一月榊原忠次の伊勢兩宮獻納本

(一五) 校正古語拾遺(刊)

元祿三年(一六九〇)校正、明治三年(一八七〇)汲古散人(古川躬行)再訂本

(一六) 校正古語拾遺(刊)

元祿九年(一六九六)十二月大伴重堅の跋を有するもの、所謂四宮本

(一七) 改正古語拾遺(刊)

元祿十六年(一七〇三)孟秋朔攝陽一井桐光宣の跋を有するもの

(一八) 古語拾遺(寫)

所謂平野本

(一九) 古語拾遺及攷異(刊)

寛政三年(一七九一)正月奈佐(日下部)勝皋校勘本(所謂群書類従本)

(二〇) 古語拾遺(寫)

文政七年(一八二四)十一月校訂者秦公拘(?)の跋を有するもの

(二一) 古語拾遺(刊)

安政三年(一八五六)十月十日奈佐(日下部)勝皋の訂本を以て校合せる源信重校本

(二二) 古語拾遺(寫)

天保四年(一八三三)二月下旬佐原義淳書入本

(二三) 古語拾遺異本考 (寫)
秋元安民著 (池邊眞榛著古語拾遺新註所載)

(二四) 訂正古語拾遺 (刊)

明治二年 (一八六九) 十二日木村正辭 (櫛齋) 校本

(二五) 新刻古語拾遺 (刊)

明治三年 (一八七〇) 六月訓點者渡邊重石丸の自序を有するもの

(二六) 古語拾遺 (寫)

明治三年 (一八七〇) 三輪田元綱校訂 (神道叢書所載)

遺 拾 古 語 遺

(二七) 古訓古語拾遺 (刊)
明治六年 (一八七三) 訓點者永井保賢自序同明治九年 (一八七六) 二月出版

(二八) 校正古語拾遺正訓 (刊)

明治十八年 (一八八五) 八月柴田花守正訓

(二九) 古語拾遺神代部及其異本

明治廿八年 (一八九五) 三月成、同卅四年 (一九〇一) 七月出版、松岡調編 (三部本紀本)

(三〇) 古語拾遺 林夔臣校訂 (神道叢書所載)

(三一) 古語拾遺 (刊)

木野戸勝隆訂正本を假字交り文に改めしものにして、大正六年 (一九一七) 七月十日出版
(日本國粹全書第七輯に收む)

(三二) 古語拾遺訂正 青山延壽校訂、天明五年 (一七八五)

二、註釋書

(一) 古語拾遺抄 (寫)

釋契冲著 (神道叢書所載)

(二) 古語拾遺私考 (寫)

大山爲起 (葦水) の著す所なり (但本書名は藤堂好澄の葦水翁行狀に出づ)

(三) 古語拾遺言餘抄 (刊)

天和二年 (一六八二) 二月十五日著者尙舍散人龍野熙近の自跋を有す (所謂伊勢本に註を加へたるもの)

(四) 古語拾遺五卷抄

龍野熙近著（鈴木行義の神道書目集覽所載）

(五) 古語拾遺句解（刊）

齋藤齊延編、元祿十一年（一六九八）三月三日松下見林の序を有す

(六) 古語拾遺聞記（寫）

著者清茂？（宮内省圖書寮所藏本）

(七) 古語拾遺詳註（寫）

著者不明或は曰く松下見林或は曰く壺井鶴翁或は曰く多田秋齋

(八) 古語拾遺示蒙節解（刊）

寶永四年（一七〇七）正月高田白翁著並に自序

(九) 古語拾遺示蒙節解頭書

跡部光海著

(一〇) 古語拾遺補闕鈔（寫）

享保五年（一七二〇）八月二十六日松平新清元磨撰

(一一) 古語拾遺枝折草（寫）

跡部光海監、新松（源）忠義著、享保十一年（一七二六）伴部安崇跋

(一二) 古語拾遺節解批（寫）

松岡元雄の著す所享保十六年（一七三一）九月九日寫了の奥書を有す

(一三) 古語拾遺註解（寫）

伊奈忠嗣抄（龍野熙近、中西直方、白井自省軒、出口延佳諸氏を祖述す）

(一四) 古語拾遺直解（寫）

吉見幸和著、元文二年（一七三七）七月二十七日の自跋あり

(一五) 古語拾遺蒙訓抄（寫）

吉見幸和（恭軒）著、安井下總守敬忠謹識の恭軒事狀に見ゆ（前記十一と同本なるや否やを詳にせず）

(一六) 古語拾遺途説（寫）

度會（黒瀬又は藤本）延賢（延寶四年「一六七六」生、寶曆三年「一七五三」死）註

(一七) 古語拾遺講義標註（刊）

藤原幸盛著（神道叢書所載）

(一八) 古語拾遺本義 (寫)

多田義俊著 (國書解題所載)

(一九) 古語拾遺抄略 (寫)

寶曆三年 (一七五三) 九月十六日吉井元庸著

(二〇) 古語拾遺集解

河村秀根著 (續諸家人物志所載)

古語 (二一) 伴信友自筆校註本古語拾遺 (寫)

但し四宮本の刊本を底本とす、文化七年 (一八一〇) 九月二日伴信友の自跋を有す

遺 (二二) 古語拾遺筆錄 (寫)

文化十四年 (一八一七) 五月十五日の日附を有し、小野(平)高潔著

(二三) 古語拾遺略註 (寫)

小野(平)高潔著

(二四) 大地主神の一則 (刊)

本居内遠著 (本居全集中に收む)

(二五) 古語拾遺註 (寫)

千葉葛野著 (慶長以來諸家著述目録所載)

(二六) 古語拾遺新註 (寫)

安政二年 (一八五五) 池邊眞榛著 (本書の自筆本第一原稿端本、自序を有す、同第二原稿完本及び無窮會、宮内省、國學院大學圖書館、財團法人明治聖徳記念學會所藏筆寫本)

(二七) 古語拾遺傳 (寫)

竹内(岡部)春平 (安政三年「一八五六」死)の著 (本書名は廣川眞弘小池言足編、堅室著書一覽所載)

(二八) 磯部昌言纂註古語拾遺 (寫)

(二九) 壺井註古語拾遺 (寫)

文久三年 (一八六三) 七月二十九日一讀畢の奥書を有す

(三〇) 新居正方校註本古語拾遺 (寫)

四宮本の刊本に手註し嘉永四年 (一八五二) 六月十九日「以群書類從本校之新居正方」の自跋を有す

(三二) 古語拾遺往存鈔(寫)

鬼島廣蔭著(國學者傳記集成所載)

(三三) 古語拾遺春錦鈔(寫)

明治二年(一八六九)二月秦清生稿

(三四) 標註古語拾遺(刊)

古 明治八年(一八七五)一月、村上忠順著

(三五) 古語拾遺私記(寫)

拾 矢野(平)玄道纂、明治十四年(一八八一)五月玄道の自跋あり

遺 (三五) 古語拾遺講義(刊)

久保季茲著、片假名字雜り本は明治十六年(一八八三)七月十日、平假字雜り本は明治十

七年(一八八四)八月四日出版

(三六) 頭書評註古語拾遺(刊)

明治十七年(一八八四)三栗中實著

(三七) 標註古語拾遺講義(刊)

明治二十三年(一八九〇)十月十五日小田清雄編

(三八) 古語拾遺略解(刊)

明治二十三年(一八九〇)十一月二十四日岡吉胤著

(三九) 古語拾遺講義(刊)

明治二十四年(一八九一)十月十三日佐伯有義述

(四〇) 古語拾遺講義(刊)

明治二十六年(一八九三)一月五日大久保初雄著

(四一) 稜威男健一名古語拾遺講義(寫)

明治二十九年(一八九六)四月栗田寛著

(四二) 温故隨筆(寫)

小野高尙(竹叢)著明和七年(一七七〇)の序を有す

(四三) 疑齋(寫)

安永二年(一七七三)正月奈佐(日下部)勝皋著

(四四) 古語拾遺疑齋辨

本居宣長著寛政十二年（一八〇〇）既成（本居全集中に收む）
（四五） 八部字類抄（寫）

小山田與清著

（四六） 古史徵第一（刊）

平田篤胤著文政元年（一八一八）の序を有す（平田全集中に收む）

（四七） 古語拾遺參解（寫）

嘉永四年（一八五二）千家尊澄著

（四八） 古語拾遺神人名部類（寫）

遺 拾 語 古
明治二十二年（一八八九）中西弘滿著

（四九） 古語拾遺傳（全十册）

久古廼屋先生（永井保賢）著述目錄中に出づ

（五〇） 固本策（刊）

渡邊重石丸著明治二十二年（一八八九）三月二十五日印刷

（五一） 新撰姓氏錄考證（刊）

栗田寛著明治三十三年（一九〇〇）一月二十五日出版

（五二） 古語拾遺の異本及註釋書（神道叢書附録中に收む）

（五三） 古語拾遺考證

（五四） 古語拾遺の序に據りて國語及び國學の精神を述ぶ（刊）

上田萬年述大正十三年（一九二四）一月攝政殿下御進講覺書にして同年二月發行「敬神教

育資料」（三十四號）に收む

（五五） 古語拾遺所載御歳神の祭祀に就きて

財團法人明治聖徳記念學會紀要卷十八星野日子四郎稿大正十一年（一九二二）刊

（五六） 古語拾遺所載御歳神祭祀に於ける白色動物に就きて

同上紀要卷二十四星野日子四郎稿大正十四年（一九二五）刊

（五七） 古語拾遺所載御歳神祭祀に見えたる動植物に就きて（其一）

同上紀要卷二十五星野日子四郎稿大正十五年（一九二六）刊

（五八） 古語拾遺に就いて

國學院雜誌第三十二卷第一號德田淨稿大正十五年刊

(五九) 古語拾遺所載御歲神祭祀に關する白色動物に就きて(其二)

財團法人明治聖徳記念學會紀要卷二十七星野日子四郎稿昭和二年(一九二七)刊

(六〇) 古語拾遺講義(神職講習錄掲出)

昭和二年(一九二七)齋藤惇著

(六一) 徳田淨氏の「古語拾遺に就て」を読む(刊)

朝山皓稿、國學院雜誌昭和二年(一九二七)十一月刊

(六二) 古語拾遺(刊)

物集高見等監修新釋日本文學叢書第二輯第一卷所載武島羽衣解題内海弘藏口語譯及註釋、

昭和二年(一九二七)十一月刊

(六三) 古語拾遺(刊)

加藤玄智解説日本宗教大講座卷八及十一、昭和二年(一九二七)十一月刊

(六四) 校訂古語拾遺新註(刊)

池邊眞榛著の古語拾遺新註(二四参照)を加藤玄智、星野日子四郎、河野省三、溝口駒造等校訂し、眞榛の小傳(坂本章三稿)を加へて、昭和三年(一九二八)九月、財團法人明

治聖徳記念學會より刊行せるもの

(六五) 吉田子爵家藏嘉祿本古語拾遺

嘉祿元年よりの連續奥書ある卜部本(京都吉田子爵家藏、異本、一及び五参照)と、東京牛込吉田子爵家藏の卜部兼致、朱墨兩點本(同一〇参照)とを比較して、其異同を明らかにしたるもの、加藤玄智、星野日子四郎、溝口駒造共訂、昭和三年(一九二八)八月以降の明治聖徳記念學會紀要別冊「文獻蒐載」卷四以下として續刊

(六六) 古語拾遺の研究

津田左右吉稿、史學雜誌昭和三年(一九二八)九月、十月、十一月、十二月號所載

(六七) W. G. Aston, Shinto, the Way of the Gods (London, 1905)

(六八) K. A. Florenz, Kogoshui oder Gesammelte Reste Alter Geschichten (Die Historischen Quellen der Shinto Religion, Hamburg, 1919)

(六九) G. Kato and H. Hoshino, English Translation of the Kogoshui (1st edition, 1924; 2nd edition, 1925; 3rd edition, 1926. The Zaidan-Hojin-Meiji-Seitoku-Kinen-Gakkai)

(七〇) 右英文古語拾遺批評の主なるもの

- (a) 1 Transactions and Proceedings of the Japan Society in London (Vol. XXII)
- (a) Luzac's Oriental List and Book Review (Vols. XXXV, XXXVI)
- (c) The Far East (May 15th, 1926)
- (d) The Young East (Vol I, No. 8)
- (e) United Press "Red Letter" (April 10th, 1926)
- (f) The Eastern Buddhism (Vol. IV, No. 1, 1926)
- (sc) The Japan Advertiser (Dec. 28, 1925)
- (h) The Japan Times (Dec. 17th, 1925)
- (i) Mitteilungen der Deutschen Gesellschaft für Natur- und Völkerkunde Ostasiens (Bd. XXI, Teil D.)
- (j) The International Review of Missions (1926)
- (k) 宗教研究 (新第三卷第三號) —— 大正十五年 (一九二六) 五月
- (l) 國學院雜誌 (第三十二卷二號) —— 大正十五年 (一九二六) 二月
- (m) 神學研究 (第十七卷第六號) —— 大正十五年 (一九二六) 十二月

- (n) 實業之日本 (第三十卷第一號) —— 昭和二年 (一九二七) 一月
- (o) 讀賣新聞 —— 大正十四年 (一九二五) 十二月十二日
- (p) 國民新聞 —— 大正十五年 (一九二六) 六月二十八日
- (q) 日本及日本人 —— 大正十五年 (一九二六) 八月十五日

校正を了つて

本書は印刷に附してから半歳以上を經過した、其間古語拾遺の新研究の發表にも不斷留意して、参考書欄にも加筆した、僅々百頁の小冊子が、何故に斯く迄遅れたか、今事情を明にすれば、前田家本のテキストは其校正に手間取ること意外であつたからである、其間倦まず撓まず、能く校正の任に當つて下さつたのは溝口駒造君である、此に特記して君の勞を深謝する、君はテキストの原形を十分忠實に残して、學界に資せんとされたから、當然語を成さぬ文字を、其儘保存して置かれた、此事も一言此に附記して置く。

昭和四年一月

加藤 玄智 再識

昭和四年二月十五日印刷
昭和四年二月二十日發行

古語拾遺*
定價 二十錢

岩波文庫
410



校訂者

加藤 玄智

發行者

東京市神田區南神保町十六番地
岩波 茂雄

印刷者

東京市神田區美土代町二丁目一番地
島 連太郎

三秀舎印刷

發行所

東京市神田區南神保町十六番地

岩

波書店

電話九段二一〇九番
振替東京二六二四〇番

讀書子に寄す

岩波文庫發刊に際して

岩波 茂雄

眞理は萬人によつて求められることを自ら欲し、藝術は萬人によつて愛されることを自ら望む。嘗ては民を愚昧ならしめるために學藝が最も狭き堂宇に閉鎖されたことがあつた。今や知識と美とを特權階級の獨占より奪ひ返すことはつねに進取的なる民衆の切實なる要求である。岩波文庫はこの要求に應じそれに勵まされて生まれた。それは生命ある不朽の書を少數者の書齋と研究室とより解放して街頭に隈なく立たしめ民衆に伍せしめるであらう。近時大量生産豫約出版の流行を見る。其の廣告宣傳の狂態は姑く措くも後代に貽すと誇稱する全集が其編輯に萬全の用意をなしたるか。千古の典籍の翻譯企圖に敬虔の態度を缺かざりしか。更に分賣を許さず讀者を繋縛して數十冊を強ふるが如き、果して其揚言する學藝解放の所以なりや。吾人は天下の名士の聲に和して之を推擧するに躊躇するものである。この秋にあつて岩波書店は自己の責務の愈重大なるを思ひ、從來の方針の徹底を期するため既に十數年以前より志して來た計畫を慎重審議この際斷然實行することにした。吾人は範をかのレクラム文庫にとり、古今東西に互つて文藝哲學社會科學自然科學等種類の如何を問はず、苟も萬人の必讀すべき眞に古典的價値ある書を極めて簡易なる形式に於て逐次刊行し、あらゆる人間に須要なる生活上の資料、生活批判の原理を提供せんと欲する。この文庫は豫約出版の方法を排したるが故に、讀者は自己の欲する時に自己の欲する書を各個に自由に選擇することが出来る。携帶に便にして價格の低きを最主とするが故に、外觀を顧みざるも内容に至つては嚴選最も力を盡し從來の岩波出版物の特色を益發揮せしめようとする。この計畫たるや世間の一時の投機的なるものと異り、永遠の事業として吾人は微力を傾倒しあらゆる犠牲を忍んで今後永久に繼續發展せしめもつて文庫の使命を遺憾なく果さしめることを期する。藝術を愛し知識を求むる士の自ら進んでこの舉に参加し、希望と忠告とを寄せられることは吾人の熱望するところである。その性質上經濟的には最も困難多き此事業に敢て當らんとする吾人の志を諒としてその達成のため世の讀書子とのうらはしき共闘を期待する。

昭和二年七月

既刊書目

古事記	幸田成友校訂	歌舞音樂略史	小中村清 著
日本書紀	上卷 黒板勝美編	申樂談義	野上阿彌 著
新萬葉集	上卷 佐佐木信綱編	花傳書	野上阿彌 著
新萬葉集	下卷 佐佐木信綱編	性靈合戰	野上阿彌 著
源氏物語	(一) 鳥津久基校訂	性靈三重帷	野上阿彌 著
古今和歌集	尾上八郎校訂	性靈會稽山	野上阿彌 著
新山家集	佐佐木信綱校訂	性靈中天の網島	野上阿彌 著
風俗文選	伊藤松字校訂	好色一代男	西田萬吉校訂
方丈記	山田孝雄校訂	好色五人女	西田萬吉校訂
奥の細道	その他 伊藤松字校訂	好色一代女	西田萬吉校訂
芭蕉七部集	伊藤松字校訂	日本永代藏	西田萬吉校訂
蕪村七部集	伊藤松字校訂	世間胸算用	西田萬吉校訂
我ら春が集	萩原井泉校訂	西鶴織留	西田萬吉校訂
俗樂旋律考	上原六四郎著	浮世風呂	西田萬吉校訂
		浮世床	西田萬吉校訂
		上田敏詩抄	茅野蕭々編
		泣菫詩抄	藤田泣菫著
		藤村詩抄	島崎藤村自選
		病牀六尺	正岡子規著
		墨汁一滴	正岡子規著
		仰臥漫錄	正岡子規著
		子規歌集	正岡子規著
		左千夫歌集	齊藤茂吉選
		バインズ詩集	中村爲治譯
		ニラウサウル	齊藤勇譯
		陶淵明集	漆山又四郎譯註
		加賀鳶	河竹繁俊校訂
		赤垣源藏・仲光	河竹繁俊校訂
		忍ぶの惣太・縮屋新助	河竹繁俊校訂
		孝子善吉	河竹繁俊校訂
		鼠小僧	河竹繁俊校訂
		實錄先代萩	河竹繁俊校訂
		お靜禮三・笠森お仙	河竹繁俊校訂



波岩

24